

**平成19年度
自己点検・評価報告書**

平成20年6月
筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻

ま え が き

筑波大学は、全国の大学に先駆けて、平成2年以来、東京キャンパスにおいて、有職社会人を対象として、経営・政策科学研究科（現ビジネス科学研究科）に企業法学専攻を設置し、高度専門職業人養成のための法学の専門教育を行ってきた。この経験を踏まえて、新たに平成17年4月から、社会人を主たる対象とした、もっぱら夜間に開講する法科大学院をビジネス科学研究科内に法科大学院としての運営の独立性を確保した法曹専攻として設置した。

本法曹専攻は夜間社会人法科大学院としての特徴を大切にしつつ、開設以来、様々な努力・工夫を積み重ねながら運営されている。この報告書はその活動を振り返り、評価すべき点、反省すべき点を析出し、今後の運営の糧にするために編まれたものである。外部の有識者からのご意見も掲載した。

この報告書は我々の自己点検評価活動の第一歩を公表するものであり、今後とも真剣かつ継続的にこの活動に取り組んでいく所存である。

2008年6月

法曹専攻長 新井 誠

目 次

第1章 教育の理念と目的

- 1 教育の理念と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 評価と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 教育内容

- 1 教育内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 科目配当・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 評価と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第3章 教育方法

- 1 教育方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 評価と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第4章 成績評価及び修了認定

- 1 成績評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 進級要件と到達度確認制度・・・・・・・・・・ 14
- 3 修了認定とその要件・・・・・・・・・・ 15
- 4 法学既修者の認定・・・・・・・・・・ 15
- 5 評価と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第5章 教育内容等の改善措置

- 1 FD委員会の積極的活用・・・・・・・・・・ 18
- 2 授業評価アンケートの実施及びアンケート結果の
フィードバック・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

3	有識者会議の設置	19
4	スタッフ・セミナーの開催と教育研修活動	19
5	連続公開講座の開催	20
6	研究活動の積極的な対外的発信	20
7	チューター制度の導入と活用	20
8	評価と課題	21

第6章 入学者選抜等

1	入学者受入	22
2	収容定員と在籍者数	29
3	評価と課題	30

第7章 学生の支援体制

1	学習支援	31
2	生活支援等	33
3	障害のある学生に対する支援	34
4	職業支援	34
5	評価と課題	35

第8章 教員組織

1	教員の資格と評価	36
2	専任教員の配置と構成	37
3	実務経験と高度な実務能力を有する教員	37
4	専任教員の担当授業科目の比率	38
5	教員の教育研究環境	38
6	評価と課題	39

第9章 管理運営等

- 1 管理運営の独自性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 2 自己点検及び評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 3 情報の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 4 情報の保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- 5 評価と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

第10章 施設、設備及び図書館等

- 1 施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- 2 設備及び機器の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- 3 図書館の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- 4 評価と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

第11章 有職社会人学生の特性を踏まえた対策

- 1 本学学生の特性と特別な配慮の必要性・・・・・・・・・・・・ 53
- 2 学習支援上の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- 3 その他の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
- 4 評価と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

有識者会議の講評・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55

第1章 教育の理念と目的

1 教育の理念と目的

(1) 教育理念

筑波大学法科大学院（以下、「本学」とする）では、次の7つの教育理念を掲げている。

- ①教育内容および科目の目的に応じた少人数教育
- ②理論教育と実務教育との架橋
- ③総合科目の充実
- ④多彩な先端展開科目
- ⑤自主的学習の支援
- ⑥単位取得要件と進級要件の工夫
- ⑦併設法律事務所でのリーガル・クリニック

これらの教育理念を教育実践の中で実現していくために、本学では、以下のような工夫を積極的に試みている。

まず、①教育内容および科目の目的に応じた少人数教育については、講義形式の授業においても双方向の授業の重要性については十分な配慮を行い、講義形式の授業のほか、教育内容および教育目標に応じて少人数のクラスを編成し、双方向・多方向的授業を行うこととしている。

②理論教育と実務教育との架橋については、法学の基礎を理解するために、多くの実定法科目を用意し、応用力を養うため、理論と実務を架橋する、「法曹倫理」、「ロイヤリング」、「リーガル・クリニック」などの実務的科目の充実を図っている。

③総合科目の充実については、現実の紛争に対する解決能力を養うため、公法領域、民事法領域、刑事法領域のそれぞれについて、実体法と手続法の総合科目や、伝統的な科目の壁を越えた総合科目などの充実を図っている。

④多彩な展開・先端科目については、先端的・応用的法分野についての専門知識を習得するため、「信託法」、「経済法」、「知的財産法」などの、多彩な展開・先端科目を用意している。

⑤自主的学習の支援については、自主的な学習を支援するため、図書室の終日利用、休日・休暇中のチューターの活用、電子媒体による教材へのアクセスなどを整備している。

⑥単位取得要件と進級要件の工夫については、プロセスとしての教育を保証し、双方向性を確保するため、8割以上の出席が単位取得の要件となること、必要な単位を取得しても、GPAが一定の水準に達していない場合には、進級することができないことを明示している。

⑦併設法律事務所でのリーガル・クリニックについては、本法科大学院に併設される法律事務所において、現実のクライアントと接しながら実践的法学教育を実施している。

以上の教育理念については、適正な情報公開の理念に則り、公式ホームページ上で広く学外に対しても公開している。さらに、学生による効果的な学習を支援するため、各学期におけるモデル・カリキュラムを作成し、これらについても公式ホームページ上で公開している。

(2) 教育目的

(a) 本学教育の基本目的

本学は、「社会人等としての経験を積んだ者を含め、多様なバックグラウンドを有する

人材を多数法曹に受け入れるため、法科大学院には学部段階での専門分野を問わず広く受け入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放する必要がある」という司法制度改革の理念の下、夜間大学院における社会人法学教育の実施を目的として開設された。

この開学の基本目的を具体化するため、本学では、具体的な教育目的を以下の4点に集約している。

- ① 社会人として既に獲得した知識・経験・技能を法曹としての実務の中に活用できる人材の養成
- ② 豊かな人間性と感性を備え、法曹として高い倫理観を備えた人材の養成
- ③ 専門的な法知識を具体的な紛争解決に応用する能力、および、既存の考え方を批判し、新たな問題を柔軟に解決できる能力を備えた法曹の養成
- ④ 先端的な法分野について十分に理解し、社会の発展に貢献できる法曹の養成

(b)開講科目の配置方法

上記4点の具体的な教育目的を遂行するため、本学では、開講科目を、①法律基本科目群、②法律実務基礎科目、③基礎法学・隣接科目、④展開・先端科目の4群に大別したうえで、さらに以下のように細分化して各学年に適切に配当することによって、社会人学生が限られた時間を最大限に活用して、その学習進度に応じて効果的かつ効率的に学習できるように配慮している。そして、これら4群の開講科目は、学習進度に対応して重層的に配置され、基本科目で得た知識を実務基礎科目において別の角度から再確認するなど、多面的・多角的な学習の機会を提供できるよう工夫されている。それにより、理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう、教育課程が編成されている。また、教育方法についても、双方向・多方向における授業を可能な限り導入し、少人数教育を実施することによって、知識の詰め込みに偏することなく、優れた法曹の養成を目標として教育が実施されている。これらの開講科目の具体的分類については、公式ホームページ上で公開するとともに、検索ページを設けて簡単に確認できるよう工夫している。

- ①法律基本科目群・・・<実定法基礎科目><実定法発展科目>
- ②法律実務基礎科目群・・・<法務基礎科目>
- ③基礎法学・隣接科目群・・・<基礎法学科目><隣接科目>
- ④展開・先端科目群・・・<展開科目><グローバル分野>

(c)進級要件とGPA制度の導入

本学では厳格かつ適正な成績評価を行うために、進級要件及び到達度確認制度（GPA）を明確化し、これを厳格に運用している。また、これらの制度は修了要件単位数とともに、公式ホームページ上で公開し、上記の教育目的の実現に努めている。進級状況の概要は下記のとおりである。法曹専攻会議、FD委員会および教務委員会において、成績評価と修了認定のあり方について十分な議論を行っている結果、成績評価・修了認定は厳格に実施されている。そのため、実際に進級要件を充足せずに留年する者が発生している。

また、学力不足を自覚して自主的に休学する者も存在している。成績評価・修了認定が厳格に実施されていることが、学力水準の維持につながっている。

- ①平成17年度 1年次40名・・・2年次への進級者32名（退学者1名）

- ②平成 18 年度 1 年次 47 名・・・2 年次への進級者 41 名
2 年次 32 名・・・3 年次への進級者 32 名
- ③平成 19 年度 1 年次 49 名・・・2 年次への進級者 44 名
2 年次 41 名・・・3 年次への進級者 38 名（退学者 1 名）
3 年次 32 名・・・・・・・・・・修了者 31 名

2 評価と課題

(1) 評価すべき点

- ① 司法制度改革の理念を最大限に実現すべく、国立大学としては唯一の夜間法科大学院を開設し、有職社会人に広く法曹へのチャレンジの場を提供している。
- ② 教育理念、教育目的について、公式ホームページを通じて公開され、学生が常に参照できる状態に置かれており、教育目的、教育理念の明確化がなされている。

(2) 今後の課題点

- ① 本学教育目的の 1 つである「自主的学習の支援」実現のために、「電子媒体による教材へのアクセス」を整備することを明示している。この一環として、学内者専用のホームページ上に電子媒体の教材を教員がアップロードし、学生がそれをダウンロードできるシステムの運用が開始された。しかし、現状では、全教員がこのページを利用するまでには至っておらず、依然として紙媒体の資料配付に頼った講義も残っている。学生からの要望が強いだけに、時間に制約のある社会人学生の効果的かつ効率的な学習を支援するため、電子媒体による教材へのアクセスを一層促進し利便性の向上を図る必要がある。

第2章 教育内容

1 教育内容

(1)未修者教育に対する取組み

本学は、「公平性・開放性・多様性」という法科大学院における法曹養成の基本理念を最大限に具現化すべく、既に豊富な知識・経験・技能を有する有職社会人に対して、夜間課程における高度専門職業教育の場を提供することによって、多種多様な人材を法曹界へと導くことを最大の使命として設立されている。こうした本学が、想定する主要な学生層は、本学入学以前に法学の体系的知識獲得の機会を持たなかった、いわゆる未修の有職社会人である。そこで本学では、限られた時間内において法学の体系的知識を獲得するため、特に体系的知識の要求される法律基本科目群について、大別して三段階の講義体系を採用し、体系的・反復的学習を実施することによって、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等の修得を完結させることを実現している。まず、この第一段階として、1年生を対象に「憲法Ⅰ」「民法Ⅰ」等、13の実定法基礎科目を必修科目として配置している（ただし平成20年度以降の新カリキュラムは、「民法Ⅲ（債権総論）」の新設により14科目に増強した）。ここでは、主に理論的教育の視点から、研究者教員が講義を担当し、実定法の各科目に関する基礎的・基盤的知識の修得を図っている。

次に第二段階として、2年生を対象に「民事法総合Ⅰ」「刑事法総合」等、4つの総合科目を配置している。ここでは第一段階で学んだ各実定法科目の理論的課題について、より深く学ぶことを目的とする。

最後に第三段階として、3年生を対象に「民事法総合演習Ⅰ」「刑事法総合演習」等、4つの総合演習科目を配置している。ここでは、各実定法領域における複合的な問題を実務的観点をも踏まえて、体系的かつ具体的に学習し、これまでの学習の総まとめを行うことによって、段階的学習の完結を図ることを目的としている。なお、第二及び第三段階では、主として演習形式の講義を実施するとともに、事例問題に関する起案作業等を行うなどして、法曹としての実務に必要な思考力、分析力、（討議、文章表現の両面における）表現力の涵養に努めている。以上のような三段階の講義体系によって、学生は同一の法的問題を複数の視点から複合的に学ぶことができ、柔軟かつ深い法的体系的思考を身につけることが可能となっている。

(2)理論的教育と実務的教育の架橋に向けた取組み

本学では理論的教育と実務的教育の架橋を目指して様々な工夫を行っている。まず教育の内容面では、第1に、現実の紛争に対する解決能力の涵養を目指し、実体法と手続法の連携や、伝統的な実定法科目の領域を超えた総合的かつ体系的な法の理解を可能とするため、総合科目等の充実を図っている。加えて、実定法解釈の基礎を探求する「法哲学」、「法史学」等や、法律学と関連した社会科学に対する広い視野と知見を涵養する「公共政策」、「立法学」等の基礎法学・隣接科目の充実を図り、理論に裏付けられた実務を担える能力の開発に努めている。また、「情報法」、「外国人と人権」等、社会の多様な新たな法的ニーズや応用的先端的な法領域に対して、関連する実定法に対する基礎的理論を踏まえた上で、実務法曹として適切な対応ができる能力を涵養するために、多種多様な領域に渉る38科目の展開・先端科目を配置している（ただし平成20年度以降の新カリキュラムは、「サイバースペースと法」「法と医療」の2科目を基礎法学・隣接科目から移し、「刑事政策」を基礎法学・隣接科目へ、「家族法」を実定法基礎科目（民法

VI〔家族法〕)へ、「憲法最新判例研究Ⅰ」「憲法最新判例研究Ⅱ」「民事法最新判例研究」「刑事法最新判例研究」を実定法発展科目へと移したため、計34科目となる)。

第2に、「民事訴訟実務の基礎Ⅰ」「要件事実論・事実認定論」、「ロイヤリングⅠ」「リーガルクリニック」等の法務展開科目といった多様な実務系科目を置き、既述の法律基本科目群等により得た理論的・体系的法知識を、実務的観点から応用・発展させる機会を充実させている。加えて教育の方法面でも、総合科目および総合演習科目において、実務家教員と研究者教員とが協力しながら1つの講義を担当している。

さらに本学では、豊かな人間性と感性を備え、法曹としての高い責任感と倫理観を備えた人材を養成するため、法曹倫理に関連する実務教育にも重点を置いている。まず「法曹倫理Ⅰ」「法曹倫理Ⅱ」をともに必修科目にするとともに、前者を弁護士、後者を裁判官・検察官に担当させることによって、法曹三者それぞれの視点から法曹倫理を学ばせる。また、現実の事件処理の実施見聞を通じて、法曹倫理で学んだ法曹としての職業倫理を学生に体得させることを可能とする「リーガルクリニック」を重視し、その実施を円滑にするために、学内に併設法律事務所を開設している。

(3) 既修者への対応

本学では未修の有職社会人学生を主たる対象としているため、標準修業年限を原則3年とし、コースとしての法学既修者枠は設けていない。もともと、入学時において既に1年次教育によって養われるべき法的思考力と同程度の例外的な対応を可能としておくことも必要である。そこで、入学試験合格後、希望者について、1年次配当科目の単位認定試験を実施し、最大30単位を限度として単位認定を行っている。ここで30単位の認定を受けた場合には、最短修業年限は2年となり、事実上の既修者コースとして機能することになる。

2 科目配当

本学では、法科大学院の理念に基づき、プロセスとしての法曹養成にふさわしい履修を確保するため、以下の授業科目を開設している。

(1) 法律基本科目 (57単位 [ただし、新カリキュラムでは65単位])

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目として、公法系科目9科目16単位(ただし平成20年度以降の新カリキュラムでは、展開・先端科目群にある「憲法最新判例研究Ⅰ」「憲法最新判例研究Ⅱ」を法律基本科目群に変更する[11科目18単位])、民事系科目12科目29単位(ただし平成20年度以降の新カリキュラムでは、新「民法Ⅲ〔債権総論〕」を新設するほか、展開・先端科目群にある「家族法」「民事法最新判例研究」を法律基本科目群に変更する[15科目34単位])、刑事系科目5科目12単位(ただし平成20年度以降の新カリキュラムでは、展開・先端科目群にある「刑事法最新判例研究」を法律基本科目群に変更する[6科目13単位])を配し、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本的な教育内容を十分に保障できる科目数及び単位数を確保している。

(2) 法律実務基礎科目 (16単位)

法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野については、法務基礎科目として、「法情報処理」、「法律文書作成Ⅰ」、「法律文書作成Ⅱ」、「法曹倫理Ⅰ」、

「法曹倫理Ⅱ」（以上、各 1 単位）を、応用的な法務展開科目として「民事訴訟実務の基礎Ⅰ」、「刑事訴訟実務の基礎Ⅰ」、「要件事実論・事実認定論」（以上、各 2 単位）、「民事訴訟実務の基礎Ⅱ」、「刑事訴訟法実務の基礎Ⅱ」、「ロイヤリングⅠ」、「ロイヤリングⅡ」、「リーガルクリニック」（以上、各 1 単位）を配している。法情報処理を除き、全て法曹実務経験を有する教員が担当するとともに、これら担当教員の多くが関連する法律基本科目の教育にも関与することにより、両科目間の連携を確保するよう努めている。加えて、法務基礎科目の全てと法務展開科目の一部を必修科目とすることにより、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい教育内容を保障している。

(3) 基礎法学・隣接科目（8 単位 [ただし、新カリキュラムでは 7 単位]）

基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野については、「法哲学」、「英米法」、「EU 法」、「法史学」、「サイバースペースと法」、「法と医療」、「公共政策」、「立法学」の 8 科目を配している（各 1 単位）。いずれも、社会科学としての法律学を学ぶうえで不可欠といえる広い視野の涵養と、人と社会の関係性等についての知見を深める内容を有する科目であり、専門職大学院にふさわしい専門的な教育内容となっている（ただし平成 20 年度以降の新カリキュラムでは、「サイバースペースと法」「法と医療」の 2 科目を展開・選択科目へと移し、「刑事政策」を基礎法学・隣接科目に追加する改正を行う）。

(4) 展開・先端科目（54 単位 [ただし、新カリキュラムでは 49 単位]）

応用的先端的な法領域に関する科目及び法律基本科目以外の実定法科目については、「信託法」、「知的財産法」、「特許法」、「著作権法」、「民事執行・保全法」、「倒産法」、「国際取引法」、「国際私法」、「経済法」、「租税法」、「労働法」、「交通賠償法」、「情報法」、「環境法」、「金融法 [金融監督法・金融取引法]」、「家族法」（以上、各 2 単位）、「地方自治」、「企業組織再編法」、「企業承継法」、「証券取引法（平成 20 年度以降は「金融商品取引法」に科目名を変更）」、「消費者法」、「国際民事訴訟法」、「刑事政策」、「経済刑法」、「経済犯罪と捜査」、「知的財産法演習Ⅰ」、「知的財産法演習Ⅱ」、「IT 法制」、「医療・介護保険法」、「年金・企業年金法」、「憲法最新判例研究Ⅰ」、「憲法最新判例研究Ⅱ」、「民事法最新判例研究」、「刑事法最新判例研究」、「外国人と人権」、「国際金融法」、「国際経済法」、「英文法律文書作成」（以上、各 1 単位）を配している（ただし平成 20 年度以降の新カリキュラムでは、「家族法」「憲法最新判例研究Ⅰ」「憲法最新判例研究Ⅱ」「民事法最新判例研究」「刑事法最新判例研究」を法律基本科目群に、「刑事政策」を基礎法学・隣接科目へと移し、代わりに「サイバースペースと法」「法と医療」を追加する）。これら科目は、わが国の多様な新たな法的ニーズに対応するとともに（情報法、外国人と人権等）、応用的な法領域（信託法、医療・介護保険法等）について基礎的理解を得させるために、幅広くかつ高度の専門的教育を行うことにより、実務との融合を図ることを目的としている。特に、有職社会人を主たる対象とする本学では、学生に高いニーズのある企業法務に関連する応用的・実務的法務に関連する分野、すなわち、知的財産法分野と国際取引法分野に重心を置いた科目構成を採用している。

なお、新司法試験の選択科目のうち、国際関係法（公法系）に関する科目を開設していない。同法の選択者は受験者全体としてもごく少数であり、本学でも希望者はきわめて少ないが、当該科目を開設している他法科大学院との単位互換等、一定の対応策を検討中である。

(5) 科目配当の適正さ

法律基本科目については、公法系科目 16 単位、民事系科目 29 単位、刑事系科目 12

単位を必修科目として開設している（ただし平成 20 年度以降の新カリキュラムでは、公法系科目 18 単位、民事系科目 34 単位、刑事系科目 13 単位となる）。

法律実務基礎科目については、法曹倫理に関する科目を 2 科目 2 単位、要件実務・事実認定に関する民事訴訟実務の基礎に関する科目を 1 科目 2 単位、事実認定を含めた刑事訴訟実務の基礎に関する科目を 1 科目 2 単位、それぞれ必修科目として開設している。さらに、法曹倫理については、「法曹倫理Ⅰ」、「法曹倫理Ⅱ」という独立の授業科目として開設しているほか、他の実務系科目においても、法曹倫理への留意が十分に図られている。とりわけ、実践的要素の強い「ロイヤリングⅠ」、「ロイヤリングⅡ」、「リーガルクリニック」等においては、法曹としての単なるスキル修得に留まらず、実務法曹としてふさわしい法曹倫理の獲得について十分な配慮が行われる。

さらに、①必修科目である「法文書作成Ⅱ」の一部として刑事模擬裁判を行うこと、②「ロイヤリングⅠ」、「ロイヤリングⅡ」を 3 年次の選択必修科目として開設すること、③選択必修科目として「リーガルクリニック」を配し、この中で併設法律事務所におけるクリニック授業に加えて、他の学外の法律事務所へのエクスターンシップを行うことが定められており、学生はこれらの科目の履修を通じて、本学修了までに、法曹としての技能及び責任等の修得について、4 単位相当以上の履修を行うこととなる。

また、公法系の諸問題を含む訴訟実務については、2 年次の必修科目である「憲法演習Ⅰ〔憲法訴訟〕」、「憲法演習Ⅱ〔人権訴訟〕」、3 年次の必修科目である「行政法演習Ⅱ」等で取り扱われる。

法情報調査に関する科目として、1 年次の必修科目として「法情報処理」を配している。また、法文書作成に関する科目として、3 年次の必修科目として「法律文書作成Ⅰ」、「法律文書作成Ⅱ」の 2 科目を開設しているほか、特に涉外法務に関心のある学生を対象として、2 年次の選択科目として「英文法律文書作成」を配している。

基礎法学・隣接科目については、バラエティに富んだ内容を持つ 8 科目 8 単位を選択必修科目として開設しており、学生はこのうちから、4 科目 4 単位以上を履修しなければならない（基礎法学科目から 2 科目 2 単位、隣接科目から 2 科目 2 単位）。ただし、平成 20 年度以降の新カリキュラムでは、7 科目 7 単位の選択必修科目の中から任意の 4 科目 4 単位以上を履修するものと改正する。

展開・先端科目については、バラエティに富む 38 科目（ただし平成 20 年度以降の新カリキュラムでは、34 科目に整理し直した）の授業が配され、このうちの 15 科目 30 単位が選択必修科目に充てられている。とりわけ、本学の基本理念の中核である「社会人として既に獲得した知識・経験・技能を法曹としての実務の中に活用できる人材の養成」の視点から、企業法務をはじめとして、学生が現在ないし過去に属した組織の実務と密接に関連する科目については、重点的に開設されている〔信託法、知的財産法、特許法、著作権法、金融法（金融監督法・金融取引法）、企業組織再編法、証券取引法、国際金融法、IT 法制など〕。また、公務員等の公益事業に携わる学生も多いことから、コミュニティサービスに関連する分野についても多彩な科目を開設している（環境法、地方自治、消費者法、医療・介護保険法、年金・企業年金法、外国人と人権など）。学生はこれらの科目の中から、合計 21 単位以上を履修することが求められている（展開科目の選択必修科目から 2 科目 4 単位、展開科目の選択科目及びグローバル分野の選択科目から 17 単位以上：ただし平成 20 年度以降の新カリキュラムでは、展開・先端科目群のグローバル分野の区分を廃止し、展開・選択科目群の選択必修科目から 15 単位以上の履修を行うことと改めた）。

科目の学年別配置については、学生の段階的履修に資するように、基礎から応用、展開へという学習のプロセスが確保されるように配慮されている。まず 1 年次では、法律

基本科目のうちの実定法基礎科目 13 科目（ただし平成 20 年度以降の新カリキュラムでは 14 科目）を必修科目として集中的に配し、わが国の法制度の大枠を確実に理解することを求めている。次に 2 年次では、実定法の各領域について、1 年次で履修した科目の枠組みを超えた横断的・体系的理解を修得できるように演習系科目（憲法演習 I など）、総合系科目（民事法総合 I など）を必修科目として配置するとともに、理論教育と実務教育の架橋の視点から、1 年次及び 2 年次で履修する実定法理論を実務の視点から再構成する内容の法務展開科目（民事訴訟実務の基礎 I など）を必修科目としている。さらに 3 年次では、ロースクール教育の総まとめとして、一方において、実務を踏まえた理論的な総合演習系科目（民事法総合演習 I など）を、他方において、より実践的な実務系科目（ロイヤリング、リーガルクリニックなど）を、それぞれ必修ないし選択必修科目として配している。また、2 年次及び 3 年次（特に 3 年次）では、学生各自が目指す法曹モデルや各々の関心にしがった発展学習ができるように、多数の展開・先端科目を開設している。ここでは、学生各自のニーズに合わせたカリキュラムが選択できるように、選択科目を多く配置している。なお、本学では、実務法曹の適性として、単なる法理論の理解があるにとどまらず、豊かな人間性と確固たる職業倫理を併せ持つことが必要であるとの視点から、特に法曹倫理教育に力点を置いており、1 年次から必修科目として「法曹倫理 I」を開設しているほか、「ロイヤリング」、「リーガルクリニック」等の実務系科目の充実を図っている

以上のように、本法科大学院では、法科大学院の理念を踏まえた授業科目の開設及び科目の配当を行ってきたが、さらに平成 20 年度以降の新カリキュラムでは、科目配当の妥当性に若干の疑念があった、「家族法」「憲法最新判例研究 I」「憲法最新判例研究 II」「民事法最新判例研究」「刑事法最新判例研究」「刑事政策」「サイバースペースと法」「法と医療」の諸科目について、科目配当の見直しと、これに伴うシラバスの調整等を行い、より適正な科目の位置づけを行う改革を行った。

(6) 適正な授業時間の確保

本学では、大学設置基準 21 条から 23 条に則し、原則として、1 学期 75 分授業を 10 週開講することにより 1 単位の認定を行っている。年間のカリキュラムについては、3 学期制を採用しており、定期試験等の期間を除いた授業期間 30 週（各学期 10 週）を厳格に確保している。休講は、可能な限り避けることを原則としているが、やむを得ない場合については、必ず補講を実施することとし、かつ、この補講日程の設定に当たっては、学生からの意見も聴取するなどしたうえで、できる限り本来の授業の直後に補講を行うなどして教育効果への影響が生じないような配慮を行っている。

3 評価と課題

(1) 評価すべき点

- ① 本学学生の特徴（有職社会人学生）に合わせて、企業法務やコミュニティサービスに関連する多様な展開・先端科目を開設している。特に、本学学生のニーズが高い知的財産法に関しては、講義系科目、演習系科目併せて 5 科目 8 単位の科目を準備し、そのニーズに応えている。

- ②プロセスとしての教育の理念を貫徹するために、コースとしての法学既修者枠を置かず、標準修業年限を原則3年とし、入学者全員を基本的に未修者として位置づけたことを踏まえて、1年次の必修科目である法律基本科目について手厚く配している。他方、一部科目について既修認定を受けた学生が、有益かつ効率的な学習ができるようするという配慮も含めて、1年次にも5科目の基礎法学・隣接科目を履修可能としている。
- ③法曹倫理に関して、理論・実務両面からの充実した授業内容を確保している。
- ④法曹実務教育を重視し、「ロイヤリングⅠ」、「ロイヤリングⅡ」、「リーガルクリニック」等、多彩な実習型の実務系科目を配置している。特に、現実のクライアントと接しながら、実践的に法曹としてのスキルと倫理を修得することができる、リーガルクリニックを重視するという視点から、学内に併設法律事務所を開設している。

(2) 今後の課題点

- ①夜間開講という本学の特性上、他の全日制の法科大学院と比較し、必然的に開講時間帯と開講コマ数が制約されてしまうため、同一コマ上に複数の選択科目を開講せざるを得ない状況が生じ、結果的に学生の選択可能性を阻害してしまうケースがみられる。この点については、事前に学生の履修希望状況を調査するなどしたうえで、履修希望の多い科目をできる限り重複させない時間割を組むなどの工夫を試みている。
- ②基礎法学・隣接科目の「EU法」について、平成19年度及び20年度は、担当する兼任教員のスケジュールとの調整が合わなかったため、「開講せず」扱いとなった（平成18年度は通常通り開講した）。こうした事態を生じさせないために来年度以降については、今年度と同様な事態を想定し、代替者も含めて対応を検討している。
- ③新司法試験の選択科目のうち、国際関係法（公法系）に関する科目を開設していない。同法の選択者は受験者全体としてもごく少数であり、本学でも希望者はきわめて少ないが、当該科目を開設している他法科大学院との単位互換等、一定の対応策を検討中である。

第3章 教育方法

1 教育方法

(1) 徹底した少人数教育の実現

本学の収容定員は、120名であり（入学定員40名）、平成19年度の在籍者数は、1年次48名、2年次42名、3年次32名である。また、本学においては、他専攻の学生、他研究科の学生については、「展開・先端科目群」の一部の科目について、当該授業担当教員の許可が得られたものに限って、受講を認めることとしているが、実際に履修はされていない。したがって、すべての授業科目について、授業を受講している学生は50名未満であり、適正な規模に維持されている。

本学では、法律基本科目については、すべて必修とされているので、この科目につき同時に授業を行う学生数は、20名から43名の間にある。

なお、平成20年3月に最初の修了生を出したが、修了生に対する適切な学習支援対策の1つとして、平成20年度より、「科目等履修生制度」を導入することとした。ただし、本学の理念である教育内容および科目の目的に応じた少人数教育の実施を担保するために、各科目当たりの履修生数は適正な範囲にとどめる運用が予定されている。

(2) 教育方法に対する工夫

本学では、前述の教育課程、教育内容に従って、学生が法曹として必要とされる法知識の修得にとどまらず、具体的事例や新たな事例に的確に対応することのできる能力を涵養するために、授業の方法についても様々な工夫をして行っている。具体例を挙げれば、次のとおりである。

(a) 基本科目について

事前に講義レジュメを配付し予習の効率を高める工夫をしている。純粹未修者と相当の実力がある既修者とが受講者に混在しているため、両方のニーズに応えられる内容の講義レジュメを作ることに最も留意している。毎年、講義レジュメの内容を見直し、最新の内容を組み入れることにしている。また、学生から寄せられた要望をできる限り講義に反映するように努めている。例えば、講義レジュメの早期配付（紙媒体、本法科大学院ホームページからのダウンロードやプリントアウト）に努め、場合によっては講義資料の判例等の添付も行っている。また、純粹未修者の復習や欠席者、遅刻者の補充学習のため、一部の科目においては、講義をストリーミング配信し、学生が自宅等のパソコンでこれを視聴できるよう試みている（後述の「形成支援プログラム」によるシステム）。

1年次に履修する基礎科目については、双方向的又は多方向的な討論も授業にとり入れられているが、講義中心とならざるを得ない面がある。そこで、2年次以降に必修科目として配置した演習系科目、総合系科目において、予め学生に事例を研究させたうえで、教員と学生及び学生間の討論を行うなど、双方向的又は多方向的な討論を通じた授業を実施している。

(b) 実務科目について

民事系科目では、実務における具体的事例を事前に学生に検討させ、実務での法運用を講義と学生との討論で理解させている。また、事例に的確に対応する能力を涵養するためには、自分の考えを文章に簡潔、的確かつ説得的に表現することが重要であることに鑑み、テーマを与えて自宅起案をさせ、これについての添削指導をしたり（民事法総合演習Ⅰ）、授業時間を使って即日起案をさせ、これについての講評を踏まえた講義、討論を行う（法律文書作成Ⅰ）などの工夫をしている。この授業は、3年次生（31名）を2グループに分け、2名の教員がそれぞれ半数の学生を担当するという方法を採用し、教員と少人数の学生相互において、全員が参加して意見を交換できるような工夫もしている。

民事法のFDの結果、2年次1学期に要件事実論・事実認定論の基礎の履修を終えた後に、2年次3学期に要件事実・事実認定論の応用部分を行うことを取り決めるなど、教育効果をあげるための継続的な努力がなされている。

刑事系科目でも、実務での具体的事例を事前に学生に検討させ、実務での法運用を講義と学生との討論で理解させている（刑事訴訟実務の基礎Ⅰ）。また、法律文書作成Ⅱでは、刑事訴訟記録を使用して、模擬裁判を行う方法を採用している（法務総合研究所作成の記録を使用する場合でも、事実認定の研究のため、若干記録を変更し、判断が分かれやすいようにするなど、工夫をこらしている。）。

オムニバス方式の授業においては、授業内容（授業で取り扱う課題や授業の進め方など）について、教員間で事前に十分な打ち合わせを行っている。

(c) 夜間・社会人学生の特性に配慮したリーガルクリニック

本学では、時間的・職業的制約の大きい夜間・社会人学生が実務に触れる機会を確保するために、法科大学院の施設に法律事務所を併設して、フレックスタイム制のリーガルクリニック（3年次配当）を実施している。学生は、各自の受講目標に従い、「日程管理システム」を利用して、Web上から指導弁護士の日程（法律相談、打合せ、弁論期日等）を確認し、自己の日程と調整を図りながら随時参加する。学生には、必修である法曹倫理Ⅰ（1年次）及び法曹倫理Ⅱ（2年次）を受講したうえで参加させることとし、参加にあたり関連法令の遵守と守秘義務等に関する指導をして、誓約書を提出させている。なお、学生は研修先から報酬は受け取らないことになっている。

リーガルクリニックの授業に、外部の法律（弁護士）事務所における研修をとり入れているが、この研修担当には、本学の実務家教員があたり、専任教員が研修先の実務指導及び成績評価に責任をもつ体制がとられている。

(d) 適正な学習支援の実施と学習環境の整備

学生が事前事後の学習を効果的に行うために、講義レジュメ教材等関係資料の配付をしている。また、予習又は復習に関する指示に十分な配慮をしており、自習室についても、後述のとおり整備している。

一部の授業につき集中講義が実施されているが、この授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう、教務委員会において検討し、十分配慮している。また、短期間に集中した授業時間をできるだけ避けるよう配慮している。

なお、本学においては、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法については、シラバス上に明記して配付することによって、あらかじめ学生に周知させている。

(3)履修登録単位数の制約

本学における履修登録単位数の上限は、修業年限により、以下のとおりとしている。

①修業年限3年の場合：各年次とも36単位。

②修業年限4年（長期履修）の場合：各年次とも27単位。

なお、原級留置となった場合には、前年度に成績評価が「D」であった科目を履修すること、及び、「C」であった科目を再履修することのみに制限している。

また、TWINS（履修登録システム）では、上記上限単位数を超えて履修登録ができてしまうため、本法科大学院では、その科目については修了要件に含むことができないことするとともに、進級要件については、その超えて登録した単位は逆にGPA上に反映させることとしているため、学生の負担増となり、足かせとなってしまう旨注意喚起を行っている。

2 評価と課題

(1)評価すべき点

①本学が、有職社会人を対象とした夜間法科大学院であることを踏まえて、学生に配付する教材、資料等の選択や配付時期につき工夫していること、限られた時間で効率的、効果的な授業を行うための授業の進め方を工夫していることや学生の復習等のために後述のチューター制度を導入していること、本学の施設に法律事務所を併設して、フレックスタイム制のリーガルクリニックを実施していることが挙げられる。

(2)今後の課題点

①授業の効率的、効果的運営をさらに進めるために、FD活動を今まで以上に充実させる必要がある。また、リーガルクリニックを実施している併設法律事務所のさらなる有効利用につき、検討していく必要がある。

②本学の開講可能時間の制約もあり、一部の集中講義科目において講義日程がやや過密なケースが見受けられるので、学生の事前事後学習時間を十分に確保するために、さらに開講日程調整等の工夫を試みていく必要がある。

③TWINS（履修登録システム）では、現行システム上、履修登録上限単位数を超えて履修登録ができる可能性があるため、学生に対して、これまで以上に登録方法の周知徹底を図るなど、上限単位を超えた登録が行われないようにするための工夫を検討する必要がある。

第4章 成績評価及び修了認定

1 成績評価

(1) 評価方法

客観的な評価方法については、授業科目毎に評価方法を明示することとしている。その具体的な内容（配点割合）については、各担当教員の裁量に委ねられているが、概ね、平常点と学期末試験により総合的に評価することとされており、その割合は、平常点：試験＝20％：80％とする者が多い（その他、30％：70％、10％：90％、50％：50％とするものがある）。また、その平常点の中には、出席はもちろん、授業における質疑応答の内容、小テスト、レポート等も含まれる。

具体的な採点方針は、次の通りである。

- ①優秀と認められる者はA評価（80点以上）とし、その中でも特に優秀と認められる者はA+（90点以上）とする。
- ②良好な水準に達していると認められる者はB評価（70点～79点）とする。
- ③一応の水準に達していると認められる者はC評価（60点～69点）とする。
- ④上記以外の者はD評価（59点以下）とする。

成績評価は、各担当教員による絶対評価としているが、厳正かつ客観的な成績評価を担保するために、原則として、AおよびA+評価（80点以上）を30％程度、そのうちのA+評価（90点以上）を若干名とすることを基本としている。B以下の評価については、各担当教員に委ねられている。

なお、従来、上記の成績評価の分布に関する基本方針については、必ずしも学生に対する周知が徹底していなかったが、平成19年度3学期より、関連情報の提供の一環として、学生に対する周知徹底を図るように改善された。

(2) 学生による成績照会制度

学生の希望により、各授業科目の成績評価につき、当該評価が如何になされたかを照会することができる。この照会に対しては、当該授業科目担当教員が回答する。

なお、学生に成績評価を告知するに際し、従来、関連情報の提供は各教員の裁量に委ねられていたが、平成19年度3学期より、当該科目の成績分布状態等の必要な関連情報を併せて学生に対して告知するように改善を図った。

(3) 試験受験資格と試験時間

期末試験の受験資格として、当該科目の授業回数のうち、80％以上の出席が必要である。ただし、やむを得ない職務の都合等により欠席を余儀なくされることのある、有職社会人学生の特性に配慮するため、従来は出席回数が50％以上（80％未満）の者についても受験自体は認め、この場合の採点は最高点を80点として行う旨の限定的な救済措置を講じてきた。しかし、プロセスとしての教育の理念を厳正に遵守するために、平成20年度よりは、こうした例外的救済措置を廃止し、原則通り、当該科目の授業回数の80％以上の出席を受験資格とする旨の改善を行った。

試験時間については、統一的に定められている訳ではなく、各担当教員の裁量により、当該科目が2単位であるか1単位であるかによっても異なるが、概ね、2単位科目は120分、1単位科目は60分ないし90分のものが多い。

(4) 追試験、再試験

期末試験については、追試験と再試験の制度が設けられており、期末試験と同一または類似の問題とならないよう配慮し、それぞれ成績評価が一応の水準に達しているか厳正に判断している。

なお、D 評価（不可）となった授業科目について翌年度の筆記試験のみの合格によって単位認定を行う「過年度試験制度」については、より厳格な成績評価を行うという観点から、平成 19 年度をもって廃止することとした。

(5) 特別な単位認定方法

大学院学則の規定に基づき、本学入学前に他の大学院等において授業科目を履修し修得した単位については、10 単位を限度して認定することができ、また、後述する「単位認定試験」において最大 30 単位までの認定単位と併せて 32 単位までを限度として修了要件とすることができる。

その適用に際しては、教務委員会において審議し、法曹専攻教員会議で決定する手続を経て厳格に行うこととしている。

2 進級要件と到達度確認制度

以下の進級要件及び到達度確認制度を共に満たさなければ進級できないこととしている。原級留置となった場合には、前年度に成績評価が「D」であった科目を履修すること、及び、「C」であった科目を再履修することのみに制限している。

(1) 進級要件

本学における進級要件は下記の通りである。

- ① 1 年次 : 必修科目 31〔21〕単位中 19〔13〕単位以上取得
- ② 2 年次 : 必修科目 22〔12〕単位中 13〔7〕単位以上取得
- ③〔3〕年次 : 必修科目〔17〕単位中〔10〕単位以上取得
(〔 〕内は、修業年限 4 年（長期履修）の場合を示す)

なお、平成 20 年度以降の入学生については、下記の通りに変更される。

- ① 1 年次 : 必修科目 33 単位中 21〔17〕単位以上取得
(ただし、平成 20 年度入学生は、必修科目 31 単位中 19〔15〕単位以上取得)
- ② 2 年次 : 必修科目 24 単位中 15〔11〕単位以上取得
- ③〔3〕年次 : 必修科目〔17〕単位以上取得
(〔 〕内は、修業年限 4 年（長期履修）の場合を示す)

(2) 到達度確認制度 (GPA)

各年次における履修登録単位数のそれぞれについて、A+ 評価につき 4 点、A 評価につき 3 点、B 評価につき 2 点、C 評価につき 1 点、D 評価につき 0 点とし、1 単位当たりの平均成績値が 1.50 以上であることを要する。

なお、履修登録した授業科目は、途中で履修放棄した科目も含め、すべて GPA の計算に入れることとしている。

3 修了認定とその要件

(1) 修了に要する単位数

履修すべき科目の内容は以下のとおりである(ただし平成 20 年度以降の新カリキュラムでは、[] 内の科目数及び単位数に変更されることになっている)。

- ① 法律基本科目群の実定法基礎科目の 14 科目 31 単位 [16 科目 35 単位] 及び、実定法発展科目の 12 科目 26 単位はすべて必修である。
- ② 法律実務基礎科目群の法務基礎科目 5 科目 5 単位はすべて必修である。
法律実務基礎科目群の法務展開科目にある必修科目 3 科目 6 単位はすべて必修である。法律実務基礎科目群の法務展開科目にある選択必修科目のうちから 2 科目 2 単位を修する。
- ③ 基礎法学・隣接科目群の基礎法学科目(選択必修科目)のうちから 2 科目 2 単位 [4 科目 4 単位] を履修する。
基礎法学・隣接科目群の隣接科目(選択必修科目)のうちから 2 科目 2 単位を履修する。
- ④ 展開・先端科目群の展開科目の選択必修科目のうちから 2 科目 4 単位を履修する。
展開・先端科目群の展開科目およびグローバル分野の選択科目のうちから 17 単位以上 [15 単位] を履修する。
- ⑤ 選択科目には、選択必修科目を超えて修得した単位を充てることのできる [平成 20 年度以降の新カリキュラムでは削除]。

なお、最短 2 年で修了可能になる場合には、本法科大学院において、後述する単位認定試験において 30 単位すべて合格した場合に修了要件として認定される科目は、1 年次必修科目 30 単位のうち、法律基本科目が 29 単位と法務基礎科目が 1 単位であるため、上記修了要件単位数からこれらの単位を除いた単位を修得することとなる。

(2) 履修登録上の上限

履修登録する単位数の上限は、修業年限により、以下の通りとしている。

- ① 修業年限 3 年の場合：各年次とも 36 単位。
- ② 修業年限 4 年(長期履修)の場合：各年次とも 27 単位。

(3) 修了要件

修了要件は以下の通りである(ただし平成 20 年度以降の新カリキュラムでは、[] 内の科目数及び単位数に変更されることになっている)。

修了要件は 95 単位 [(必修科目 68 単位 [72 単位]、選択必修科目 10 単位 [21 単位]、選択科目 17 単位 [2 単位]) 以上履修し、かつ、最終学年時の成績について、到達度確認制度 (GPA) の 1 単位当たりの平均成績値が 1.50 以上であることを要する。この修了要件 95 単位のうち、法律基本科目群以外は 38 単位 [32 単位] と、修了要件単位数の 3 分の 1 以上修得するようになっている。

なお、選択必修科目を 10 単位を超えて修得した場合、超えた分の単位を選択科目の単位数に数えることができる [平成 20 年度以降の新カリキュラムでは削除]。

4 法学既修者の認定

本学では、他の機関が実施する法律基本科目試験の結果を参考にする既修者認定は行わない。本法科大学院では修業年限は 3 年が原則であるが、単位認定試験を受けて、こ

れに合格した者は例外的に2年で修了することが可能となる。

単位認定試験は、入試合格後の入学手続き時に希望者の申込みに応じて、おおよその社会人が休日となる3月の土日（2日間）に行う。その対象科目は、1年次に配当されている法律基本科目を中心に14科目（すべて必修科目）であり、計30単位となるが、そのすべてに合格しなければ最短2年で修了可能とはならない。

この試験は、法律基本科目につき、法学部卒業程度の学力を備えているかを厳格に判定し、十分にその学力があるものと思われる者を合格とするものであるから、採点は厳格になされ、80点以上の者のみ合格することができる。なお、この試験の採点者には、出身大学を知ることができないように公平性を保っている。

具体的な対象科目と単位は、以下の通りである。

- ・ 憲法Ⅰ（2単位）
- ・ 憲法Ⅱ（2単位）
- ・ 民法Ⅰ（2単位）
- ・ 民法Ⅱ（2単位）
- ・ 民法Ⅲ（4単位）
- ・ 民法Ⅳ（2単位）
- ・ 商法Ⅰ（2単位）
- ・ 商法Ⅱ（2単位）
- ・ 刑法Ⅰ（2単位）
- ・ 刑法Ⅱ（2単位）
- ・ 行政法Ⅰ（2単位）
- ・ 民事訴訟法（3単位）
- ・ 刑事訴訟法（2単位）
- ・ 法情報処理（1単位）

なお、平成20年度以降の新カリキュラム導入に伴い、平成21年度以降の単位認定試験については、対象科目と単位が下記の通り、変更される。

- ・ 憲法Ⅰ（2単位）
- ・ 憲法Ⅱ（2単位）
- ・ 民法Ⅰ（2単位）
- ・ 民法Ⅱ（2単位）
- ・ 民法Ⅲ（2単位）
- ・ 民法Ⅳ（4単位）
- ・ 民法Ⅴ（2単位）
- ・ 商法Ⅰ（2単位）
- ・ 刑法Ⅰ（2単位）
- ・ 刑法Ⅱ（2単位）
- ・ 行政法Ⅰ（2単位）
- ・ 民事訴訟法（3単位）
- ・ 刑事訴訟法（2単位）
- ・ 法情報処理（1単位）

5 評価と課題

(1) 評価すべき点

- ①成績評価において、事前に、客観的な評価方法を授業科目毎に明示し、事後に、学生による成績照会制度を設けている点は、成績評価に対する信頼性を保持するという意味で重要であり、すぐれた点として挙げるができる。
- ②学生に配付してあるシラバスにより、成績評価が数値化された基準で明示している
- ③到達度確認制度（GPA）を導入し、進級要件だけでなく修了要件にも適用し、厳格に運用している。

(2) 今後の課題点

- ①科目間の成績評価の不均衡について、FD委員会において今後、さらに検討する必要がある。
- ②GPA 計算において、履修登録した授業科目は、途中でこれを放棄した場合であっても、すべて含めて計算することになっているが、放棄の理由如何によっては、GPA の計算から除外することが考慮されてよいかもしれない。

第5章 教育内容等の改善措置

1 FD委員会の積極的活用

本学においては、教員全員を構成員とするFD委員会を設置して、毎月1回委員会を開催している。また、委員会内に公法系科目部会、民事系科目部会、刑事系科目部会及び実務系科目部会の4部会が設けられ、各部会が適宜開催されている。委員会では、教育内容及び教育方法について忌憚のない意見交換を繰り返し、特に法曹養成全般を見据えた教育内容のあり方につき議論し、そのための教育方法の質、レベルの向上をはかっている。各部会では、それぞれの法分野における教育課程で、各年次にいかなる教育をするか、研究者教員と実務家教員とがどのように分担し、協働するか等につき具体的に議論している。社会人を対象とした夜間法科大学院であることから、他の全日制法科大学院に比べて、学生が、十分な学習時間を確保することが困難な本学において、学生に対し効率的、効果的な教育を有機的に行うためには、どのような教育を行ったらいかがを継続的に検討している。

委員会及び各部会の開催日及び議事内容は、次のとおりである。

- 第1回：平成18年12月20日（水）「FD委員会の役割及び活動方法等」
- 第2回：平成19年2月14日（水）「民事系FDの活動状況」
- 第3回：平成19年3月14日（水）「各分野別FDの活動状況」
- 第4回：平成19年4月11日（水）「各分野別FDの活動状況」
- 第5回：平成19年5月9日（水）「各分野別FDの活動状況」
- 第6回：平成19年6月6日（水）「各分野別FDの活動状況」
- 第7回：平成19年7月11日（水）「各分野別FDの活動状況」
- 第8回：平成19年9月19日（水）「各分野別FDの活動状況」
- 第9回：平成19年10月10日（水）「各分野別FDの活動状況」
- 第10回：平成20年2月20日（水）「各分野別FDの活動状況」

2 授業評価アンケートの実施及びアンケート結果のフィードバック

毎学期、学生に対する授業評価アンケートを実施し、その結果を分析して教育の内容及び方法の改善に役立てている。

なお、学生による授業評価アンケートの回収率が低下傾向にあったことを受けて、平成19年度3学期より、アンケート項目の見直しによる簡略化等を行い、従来よりも学生が回答しやすい様式への改善を行った。あわせて、アンケートの実施時期を定期試験時もしくはレポート回収時とした。これらの改革により、回収率が大幅に改善されている。

なお平成20年度には、回答項目の再整理を含めたアンケート内容の改善をさらに押し進め、マークシート方式による新アンケートを導入する予定である。

また、本学では、この学生による授業評価アンケートの結果を集計し、各教員に通知している。これにより、各教員がそれぞれの教育内容・教育方法の自己点検を実施し、それぞれの裁量により改善可能な部分については迅速に対処することができるようにしている。また、授業評価アンケートの結果は、法科大学院事務室において学内者が常時閲覧できる状態で保持されており、効果的かつ効率的な学習の機会を各学生に保障するとともに、教員による教育内容の改善を間接的に促進している。さらに、学生からの要望の強い事項（このような事項は、「意見箱」を経由して別のルートから同時に伝達され

るのが通常である)については、教務委員会などの各種委員会および法曹専攻会議において、適宜審議され、可能な限り対応措置がとられている。これにより、各教員の裁量の範囲を越える事項についても、制度的に教育内容の改善・向上が図られている。

3 有識者会議の設置

本学の教育内容の改善等を客観的な視点から厳格に評価してもらうために、本学では学外有識者を構成員とした有識者会議を設置し、独自に外部者からの評価を受けている。

有識者会議の構成員と会議の開催状況は下記の通りである。

構成員	新日鐵顧問	西川元啓氏
	NHK解説委員	早川信夫氏
	弁護士(元東京弁護士会会長)	柳瀬康治氏
第1回開催年月日	平成19年1月24日(水)	開催
第2回開催年月日	平成20年1月16日(水)	開催

4 スタッフ・セミナーの開催と教育研修活動

(1) スタッフ・セミナー

本学では、実務家教員の教育上の知見の確保、及び、研究者教員の実務上の知見の確保等を含め、法科大学院スタッフとして適正な能力の向上に努めるべく、定期的な研修活動の一環として、外部の学識経験者や同僚教員を講師としたスタッフ・セミナーを定期的で開催している。開催状況は、次のとおりである。

第1回 平成17年9月28日(水)

テーマ：法科大学院の現状と課題～法科大学院支援事務局の立場から～

講師：法務省法務総合研究所法科大学院支援事務局長 白濱清貴氏

出席者：10人

第2回 平成18年4月26日(水)

内容：司法研修所ビデオ教材「民事訴訟第一審手続きの流れ」上映後、意見交換等を行った。

出席者：7人

第3回 平成18年9月27日(水)

テーマ：ドイツ法曹養成制度の新たな課題

講師：ミュンヘン大学法学部教授 ゲルハルド・リース氏

出席者：5人

第4回 平成18年10月3日(火)

テーマ：ドイツの移民法及び統合法の展開の実際

講師：ドイツベルリン自由大学講師 ハンス・ゲオルグ・マーセン氏

出席者：7人

第5回 平成19年5月30日(水)

テーマ：韓国からみた日本の法科大学院

講師：全南大 法科大学院教授 鄭鍾休氏

出席者：8人

第6回 平成20年3月5日(水)

テーマ：日独の法学教育・法曹養成

講 師：ミュンヘン大学法学部教授 ミヒャエル・ケスター 氏
ミュンヘン大学法学部教授 ダグマー・ケスター=ヴァルティエン 氏
出席者：15人

(2)教育研修活動

実務家教員に対しては、スタッフ・セミナーによる研修及び研究に積極的に取り組むことのほか、学外の研修機関における研修課程にも進んで参加して、教育上の経験を確保することを求めている。日弁連主催の法科大学院に関するシンポジウムや、法科大学院協会主催の総会及びシンポジウムに積極的に参加している。

研究者教員に対しては、スタッフセミナー第2回において、司法研修所ビデオ教材を使い、訴訟実務の実際などについて説明するなど意見交換も行い、知見の確保に努めた。また、実務家教員の授業を傍聴することを求めており、あるいは自分の授業に実務家教員を参加・傍聴させることなどして、実務上の知見を確保することを求めており、その実現に努力をしている。さらに、実務家教員と研究者教員が忌憚のない意見交換をすることにより、互いに、不足した経験や知見が確保できるような場としてFD委員会や各部会を積極的に活用している。

5 連続公開講座の開催

本学では、各教員が講師となり、共通テーマに基づく連続公開講座を開催している。開催状況は、次のとおりである。

- ①平成17年10月5日（水）～11月2日（水） 5回開催
テーマ：ユビキタス社会における新しい法的問題
受講者：22人
- ②平成18年10月3日（火）～10月31日（火） 5回開催
テーマ：企業法務のエクスターンシップ
受講者：26人
- ③平成19年10月3日（水）～10月24日（水） 4回開催
テーマ：ベンチャービジネスの実現・促進における法的諸問題

6 研究活動の積極的な対外的発信

本学開校1周年にあたって、専任教員の論文を掲載した記念論文集を発刊している。また、紀要「筑波ロー・ジャーナル」を、本学企業法学専攻と共同で定期的に発行しており、多数の専任教員の論文が掲載されている（2008年3月に第3号が発刊）。

7 チューター制度の導入と活用

教員による教育を補完する目的で、現役の弁護士6名によるチューター制度を設けている。夜間法科大学院である本学において、効率的で効果的な学習機会を与えるために設けたものであり、主に未修生を対象とした入門的講義、夏季・冬季休暇及び正規授業の空き時間を利用した授業の復習やゼミナールの実施、学生からの学習方法等についての個別相談などを担当している。また、チューター会議においては、公法系、民事系、刑事系の各チューターが一体となり、学生に対して効率的で効果的な学習機会が与えられるようにしている。

8 評価と課題

(1) 評価すべき点

- ① 学生による授業評価アンケートの回収率が低下傾向にあったことを受けて、教務委員会を中心にアンケート手法の改善に取り組み、平成 19 年度 3 学期より、従来よりも学生が回答しやすい様式への改善を行った。あわせて、アンケートの実施時期を定期試験時もしくはレポート回収時とした。これらの改革により、回収率が大幅に改善された。また、平成 20 年度には、マークシート方式による新アンケートを導入する予定である。

(2) 今後の課題点

- ① 平成 18 年 12 月より FD 委員会の活動を開始し、以後月 1 回程度のペースで分野別の会合を重ね、教育内容及び教育方法の改善に努めているが、委員会の立ち上げがやや遅かったこともあり、現在は主に分野ごとの FD 活動が中心となっており、分野を超えた全体レベルの FD 活動は、残念ながらまだ十分な状況とは言い難い。たとえば、課外課題（個別報告、レポート、自宅起案等）に対する学生の過度の負担を避けるため、現在、各分野別 FD を通じて、既に分野ごとに課題の科目間調整を行っているが、今後は分野を超えた全科目に渉る調整を実行していく予定である。
- ② 研究者教員には、実務家教員の授業を傍聴することを求めており、あるいは自分の授業に実務家教員を参加・傍聴させることなどして、実務上の知見を確保することを求めており、その実現に努力を要する。

第6章 入学者選抜等

1 入学者受入

(1) アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）の設定・公表

(a) 本法科大学院の基本目的とアドミッション・ポリシー

筑波大学法科大学院（以下「本学」という。）は、入学者選考の基本目的を、以下のとおり、Web上で公表している。

「筑波大学大学院（ビジネス科学研究科企業法学専攻）におけるこれまでの社会人教育の経験から、多くの社会人が法曹資格を取得できる機会を強く求めていることを実感しています。働きながら良質の法学教育を受けて法曹資格を取得できるならば、キャリア転換を目指すであろう社会人は、今後ますます増加することが予想されます。筑波大学法科大学院は、多様なキャリアをもった法曹人の養成、そして社会人のキャリア転換志望という社会的需要に応えることで、大学院における社会人教育に先鞭をつけてきた筑波大学としての社会的責務を果たしたいと思いをします。

筑波大学法科大学院は、多くの方にチャンスを与える多様で公正な選抜方法によって、高い資質を有し、志高く、熱意のある社会人を迎えたいと思いをします。そして、高い研究・教育能力を備えた教員がより一層切磋琢磨して、少人数教育で良質な授業を行い、善き法曹人の養成を目指します。」

入学者選考の上記基本目的は、同時に本学のアドミッション・ポリシーでもある。このアドミッション・ポリシーをさらに補足すれば以下のとおりである。

① 人材養成の目的

社会人又はその経験者を対象として、狭い分野の専門能力にとどまらず、総合的な問題解決能力をもつ、高度な専門性を有する法曹の養成を目的とする。

② 教育目標

社会人又はその経験者が対象となるので、その社会人としての実務経験を踏まえた法的な問題解決能力を涵養する。未修者、既修者の区別は設けず、3年間で法曹として必要な能力を身につけることを目標とする。

③ 求める学生像

上記の人材養成の目的と教育目標を前提に、以下のような学生を入学者選抜で受け入れることを基本方針とする。

社会人としての実務経験等を有する者であって、法的な問題を発見し、理論的に分析する能力を獲得することによって、将来、すでに獲得した知識・経験・技能と法的な知識・技能とを結びつけて、自己のこれまでの経験等を活かしつつ広い視野に立ったリーガルサービスを提供しようと希望する者。

④ 入学者選抜方法等

入学者選抜は、書類審査、筆記試験（論文）及び口述試験の3段階にわたって行う。

未修者、既修者の区別は設けず、法律科目の試験は課さない。

(b) アドミッション・ポリシーの公表とその実施体制としての入試委員会

上記の基本目的やアドミッション・ポリシーは、Web上で公表しているほか、本

学の法科大学院案内、社会人学生募集要項、入学試験説明会（下表のとおり）等で広く明示して公表している。そして、入学者選抜における公平性、開放性、多様性は、本学のアドミッション・ポリシー自体の中にすでに内在して確保されている。入試委員会が、方針を作成し（Plan）、実施し（Do）、点検し（Check）、見直し（Act）を行うという、いわゆる PDCA サイクルを、入試業務においても継続的に運用してきたことにより、法科大学院の理念である「公平性、開放性、多様性」が、本学法科大学院の入試業務において実現されている。

上記の入学者受入の方針を実行するために、本法科大学院には、委員長以下4名の専任教員によって構成される「入試委員会」が設けられ、入学者選抜に係わる業務全体を担当している。入試委員会は、本学のアドミッション・ポリシーに従い、入学試験に関する出題委員の選定や入試実施要領の具体的策定、入学者選抜等の作業、これに係わる入試説明会の開催（下表のとおり）その他各種の広報活動等を担当しているが、これら入試に関する重要事項については、本学のすべての専任教員から構成される「専攻会議」に諮り、そこでの決議を経て決定している。なお、入試の運営面に係る重要事項については、ビジネス科学研究科長、法曹専攻長、入試委員会の各委員で構成される「ビジネス科学研究科入試実施委員会」に諮り、最終的に決定している。

入試説明会開催状況

開催年月日	曜日	開催時間	開催場所		参加者数
16. 04. 19	月	16:45~18:00	本学筑波キャンパス	第一学群 D 棟 204 講義室	47
16. 04. 26	月	19:00~20:15	本学東京キャンパス	G 館 501 講義室	238
16. 08. 08	日	14:00~16:00	東京医科歯科大学	5 号館 4 階講堂	286
16. 12. 05	日	14:00~16:00	お茶の水女子大学	共通講義棟 2 号館 201 大講義室	310
17. 07. 03	日	14:00~16:00	お茶の水女子大学	共通講義棟 2 号館 201 大講義室	242
18. 07. 23	日	14:00~16:00	お茶の水女子大学	共通講義棟 2 号館 201 大講義室	249
19. 07. 22	日	14:00~16:00	お茶の水女子大学	共通講義棟 2 号館 201 大講義室	240

(2) アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜

(a) 入学者選抜における出願資格と入学者選抜方式

入学者選抜における本学の募集要項の概要は、次のとおりである（なお、以下の概要は、平成17年度、平成18年度、平成19年度に共通である）。

- ① 募集人員：40名
- ② 出願資格は、学校教育法第52条に規定する大学を卒業した者ほか一定の学歴を有する者（学歴要件）などで、現在社会人である者又は社会人経験を有する者（職歴要件）である。なお、職歴要件である「現在社会人である者又は社会人経験を

有する者」とは、フルタイムで働く正規雇用の被用者である者・被用者であった者、又は一定の資格（弁理士、税理士、公認会計士など）に基づいて事務所を営んでいる者・経営していた者、或いは自営業を営んでいる者・営んでいた者を指す。

上記の学歴要件及び職歴要件のいずれか、又は両方の要件を満たさない者は、本学において出願資格審査を行い、学歴要件については、日本国内の4年生大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者かどうか、また、職歴要件については、上記「社会人」に準じる者かどうか、例えば、非正規雇用の被用者（契約・嘱託社員）の場合には雇用実態があるかどうか等を厳格に審査したうえで、出願資格を付与している。

③ 選抜試験方法

入学候補者の選抜は、以下のとおり行っている。

i 第1段階選抜：書類審査

出願書類審査により、適性試験点数中心による選抜約80%、適性試験の点数と提出書類の総合評価による選抜を約20%として選抜する。後者の総合評価による選抜は、入学候補者の適性試験の成績のほかに、出願の提出書類に記載された「大学学部での成績」、「顕著な語学資格」、「公認会計士、弁理士、司法書士等の資格」、「法曹となろうとすることと密接な関係を有する職務経験や社会的活動歴」、「志願者の社会人経験と本学・法曹志望理由との関係」などを総合評価して選抜するものである。なお、適性試験は、入学年度前年に実施された大学入試センター実施又は日弁連法務研究財団実施の法科大学院適性試験のいずれかによることになっている。

ii 第2段階選抜1次試験：筆記試験（第1段階選抜合格者のみ）

筆記試験（論文）の点数と適性試験の点数比率を『2対1』として第2段階選抜1次試験の合格者を決定している。なお、筆記試験は、2題出題し、読解力、論理的思考力、分析力、論述能力を試す問題を出題し、法律の専門知識を問うことはしていない。

iii 第2段階選抜2次試験：口述試験（第2段階選抜1次試験合格者のみ）

口述試験の点数と第2段階選抜1次試験の評価を点数化したものを合算して第2段階選抜2次試験の合格者を決定している。

(b) 本学の社会的使命とアドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜方式

本学の入学者選抜は、上記の出願資格や入学者選抜試験の内容から明らかなおお、多様なキャリアを有する法曹人の養成という社会的要請に応えることを目的とし、「高い資質を有し、志高く、熱意ある社会人を迎える」との本学のアドミッション・ポリシーに基づいたものといえる。

(3) 志願者に対する公正な機会の等しい確保

(a) これまでの入学者選抜試験結果の概要

平成 17 年度から平成 20 年度までの本学の入学者選抜試験結果の概要及び合格者の内訳（性別、平均年齢、職種、出身大学、出身学部）は、以下のとおりである。

平成 20 年 3 月 31 日現在

年度	志願者数	第 1 段階選抜 (書類選考) 合格者数	第 2 段階選抜				備考
			1 次試験 (筆記試験)		2 次試験 (口述試験)		
			受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	
⑰	496	221	216	98	97	40	
⑱	470	251	243	102	100	44	
⑲	511	249	234	102	97	50	
⑳	472	250	234	102	101	45	

[合格者内訳]

(1) 性別・平均年齢

年度	性別		平均年齢 (当該入学時現在)
	男	女	
⑰	28 名 (70%)	12 名 (30%)	約 33 歳
⑱	34 名 (77%)	10 名 (23%)	約 36 歳
⑲	43 名 (86%)	7 名 (14%)	約 33 歳
⑳	38 名 (84%)	7 名 (16%)	約 36 歳

(2) 職種

年度	職 種						
	会社員	公務員 (※1)	医師	司法書士	教員	弁理士	その他 (※2)
⑰	20 名 (50%)	17 名 (42.5%)	1 名 (2.5%)	1 名 (2.5%)	—	—	1 名 (2.5%)
⑱	23 名 (52%)	16 名 (37%)	1 名 (2%)	—	1 名 (2%)	—	3 名 (7%)
⑲	27 名 (54%)	15 名 (30%)	2 名 (4%)	—	—	2 名 (4%)	4 名 (8%)
⑳	24 名 (53%)	16 名 (36%)	2 名 (4%)	—	1 名 (2%)	—	2 名 (4%)

※1 団体職員等を含む。

※2 社会人であった者等

(3) 出身大学

年 度	出身大学名	合格者数
⑰	東京大学	9名
	早稲田大学	5名
	慶應義塾大学	4名
	明治大学	3名
	筑波大学、中央大学、千葉大学、京都大学、 広島大学	各2名
	北海道大学、東北大学、一橋大学、 青山学院大学、国際基督教大学、創価大学、 新潟大学、 静岡薬科大学（現「静岡県立大学薬学部」）、 立命館大学	各1名
⑱	早稲田大学	12名
	東京大学	7名
	京都大学	5名
	一橋大学、慶應義塾大学	各3名
	筑波大学、明治大学、立教大学、神戸大学	各2名
	東京学芸大学、東京工業大学、学習院大学、 二松学舎大学、名古屋大学、大阪大学	各1名
⑲	東京大学	10名
	早稲田大学	8名
	慶應義塾大学、明治大学	各6名
	一橋大学	3名
	日本大学	2名
	筑波大学、お茶の水女子大学、東京外国語大学、 東京工業大学、東京農工大学、上智大学、 東京電機大学、日本医科大学、法政大学、 千葉大学、横浜市立大学、静岡大学、 名古屋大学、京都大学、大阪大学	各1名
⑳	東京大学	8名
	京都大学	7名
	早稲田大学	5名
	慶應義塾大学	4名
	東北大学、中央大学	各3名
	大阪大学	2名

	北海道大学、一橋大学、青山学院大学、 國學院大學、上智大学、電気通信大学、 東京都立大学（現「首都大学東京」）、 東京理科大学、日本大学、法政大学、立教大学、 静岡薬科大学（現「静岡県立大学薬学部」）、 九州大学	1名
--	---	----

(4) 出身学部

年 度	出 身 学 部		
	法学部	法学部以外の文系	理工系、医学系
⑰	26名(65%)	6名(15%)	8名(20%)
⑱	26名(59%)	10名(23%)	8名(18%)
⑲	20名(40%)	17名(34%)	13名(26%)
⑳	14名(31%)	15名(33%)	16名(36%)

(b) 入学者選抜における公平性、開放性、多様性の確保

前述のとおり、入学者選抜における公平性、開放性、多様性は、本学の基本目的を前提としたアドミッション・ポリシー自体の中にすでに内在して確保されているものであるが、そのことは、入学選抜試験の実施結果による合格者の内訳にも、如実に現れている。すなわち、過去3年度とも、合格者の90%以上は、現役の会社員、公務員、医師、教員、弁理士等の社会人であり、多様な職種にわたっており、また、出身大学も、各年度を通じて東京大学と早稲田大学の比率がやや高いものの、これは同大学からの志願者数が他校に比べて多いことによるものであり、全体として広い範囲の大学にわたっている。自校（筑波大学）出身者は、何らの優遇措置をとっていないこともあり、平成17年度、平成18年度は各2名、平成19年度は1名にとどまっている。また、その出身学部も、法学部以外の学部出身者が年々増加し、平成19年度においては法学部出身割合を上回る60%に及んでいる。

本法科大学院では、入学者に対して法科大学院への寄付等の募集は、一切行っていない。

(4) 入学者の適性・能力の適確かつ客観的な評価

(a) 適性試験の成績と社会人のキャリア等も考慮した第1段階選抜（書類審査）

本学の第1段階選抜（書類審査）においては、前述のとおり、大学入試センター実施又は日弁連法務研究財団実施による適性試験の結果を用いて合格者の約80%を選抜し（適性試験は、大学入試センターの点数を基準とし、日弁連法務研究財団の成績は対応表による。）、合格者の約20%は、適性試験の点数と提出書類の総合評価によって選抜しているが、後者の約20%の選抜において、前述のとおり、提出書類に記載された大学学部での成績や語学資格、社会人のキャリア、社会活動等を評価して適性試験との総合評価によって選抜を行っている。

(b) 筆記試験（論文）及び口述試験による第2段階選抜

入学者選抜における第2段階選抜において、筆記試験（論文）と口述試験を実施し、前者の論文試験において、受験生の読解力、論理的思考力、分析力、論述能力を適確に評価できる問題を出題して実施し、後者の口述試験において2名の試験官による個別面接によって、主に法曹人になるための資質、高い志、熱意等を評価している。

(c) 入学者選抜方式における公平性の確保

第1段階選抜（書類審査）における適性試験のみによる選抜と書類審査との総合評価による選抜の選抜比率（約80%と約20%）、第2段階選抜1次試験（筆記試験）における筆記試験と適性試験の評価比率（2対1）などを事前に公表し、あるいは、筆記試験における各問題の配点を平成18年度以降は試験問題上で明記するなどして、客観的な公平性を保持する手段を講じている。

なお、入学者選抜過程の公正さを確保するため、直接志願者と面談する口述試験において、面接を担当する試験官が、受験生と3親等内の親族関係にある場合、あるいは受験生となんらかの関係を有する場合には、当該受験生の口述試験を回避することを、「専攻会議」の申し合わせ事項として確認している。

なお、入試合格後の入学手続時に希望者の申込みに応じて、おおよそその社会人が休日となる3月の土日（2日間）に単位認定試験を行う。この単位認定試験の対象科目は、1年次に配当されている法律基本科目を中心に14科目（すべて必修科目）であり、計30単位すべてに合格しなければ、最短2年で修了可能とはならない（既修者認定とならない）。

(5) 多様な知識・経験を有する者を入学させる努力

(a) 本学の法科大学院としての特性と「社会人」の定義づけ

本学は、社会人を対象とした夜間法科大学院であり、そのような法科大学院としての特性から、本学の出願資格において、多様な知識又は経験を有する「社会人」であることを原則的に求めている。本学の出願資格としての「社会人」とは、前述のとおり、フルタイムで働く正規雇用の被用者である者・被用者であった者、又は一定の資格（弁理士、税理士、公認会計士など）に基づいて事務所を営んでいる者・経営していた者、或いは自営業を営んでいる者・営んでいた者を指しており、この定義づけについては、毎年度、募集要項やWeb等において公表している。なお、大学等の在学生についても、本学入学時に社会人となる見込みの者は、社会人に準ずるものとして出願資格を付与しているが、前述の入学者選抜のなかで、社会人と同様、学業成績のほか、多様な知識及び課外活動等の実績を有する者を求めている。

(b) 合格者の実情

入学者選抜の結果にみる合格者の実情は、前記のとおりであり、毎年度、合格者の90%以上が多様な知識や実務経験を有する現役の社会人であり、その職種も、会社員、公務員、医師、教員、弁理士等様々である。また、法学部以外の文系学部出身者及び理系・医系学部出身者の合格者の割合が年々増加し、平成19年度に

においては、前記のとおり、法学部以外の学部出身者の合格者全体に占める割合は60%にまで及んでいる。

2 収容定員と在籍者数

(1) 在籍者数が収容定員を大幅に超過しない配慮

本学の収容定員は、120名である（入学定員40名）。これに対し、在籍者等の実情は、下記の表のとおりであり〔下記表の（ ）内は女子数であり、在籍者には、原級留置者及び休学者が含まれる〕、平成19年度の在籍者数は、1年次48名、2年次46名、3年次32名で総数122名となっており、収容定員とほぼ合致し、収容定員を上回る状態が恒常的なものとはなっていない。毎年度、入学者選抜において適正な合格者数の決定に努めている結果と考えられる。また、入学者選抜を書類審査、筆記試験（論文）及び口述試験の3段階に分けて、きめ細かく行うことにより、多様で夜間社会人法科大学院の趣旨を理解した院生を得ることに成功している。入学辞退者が非常に少ないことはそのことを裏付けていると思われる。

【入学者数と入学定員超過率】

	種別	入学定員【a】(人)	志願者数(人)	合格者数(人)	入学者数【b】(人)	入学定員超過率 [b/a]
平成17年度	法学未修者	40	496(94)	40(12)	40(12)	1
	法学既修者		()	()	()	
平成18年度	法学未修者	40	470(91)	44(10)	40(8)	1
	法学既修者		()	()	()	
平成19年度	法学未修者	40	511(76)	50(7)	43(7)	1.07
	法学既修者		()	()	()	

【在籍者数】

	種別	1年次	2年次	3年次
平成17年度	法学未修者	40 (12)		
	法学既修者			
平成18年度	法学未修者	47 (10)	32 (9)	
	法学既修者			
平成19年度	法学未修者	49 (7)	41 (10)	32 (9)
	法学既修者			

(2) 入学者受入が所定の入学定員と乖離しない努力

本学は、毎年、入学者選抜において、所定の入学定員（40名）と乖離しないように、前年度の合格者の歩留まり比率等を斟酌して、適宜合格者数の見直しを行っており、その結果が、収容定員とほぼ合致した在籍者数となっている。今後も、このバランスが維持できるように、毎年度、在籍者数と前年度の合格者の歩留まり状況等を踏まえて、適宜、入学者選抜における合格者数の見直しを行ってゆく所存である。

なお、女子入学者の数が、短期の数字ではあるが、減少傾向にある。夜間の大学院であることの結果とも言えるが、今後の動向を注意深く見守っていく必要があると考えている。

3 評価と課題

(1) 評価すべき点

- ① 入試委員会が、方針を作成し（Plan）、実施し（Do）、点検し（Check）、見直し（Act）を行うという、いわゆる PDCA サイクルを、入試業務においても継続的に運用してきたことにより、法科大学院の理念である「公平性、開放性、多様性」が、本学法科大学院の入試業務において実現されている。
- ② 志願者及び合格者（在籍者）の数字とその内訳は、社会人に特化した法科大学院としての本学の位置付けにふさわしいものとなっている。質、量ともに、国立大学法人唯一の、夜間社会人法科大学院の趣旨に合致した、多様な志願者・在籍者を得ることができた。
- ③ 入学者選抜を、書類審査、筆記試験（論文）及び口述試験の3段階に分けて、きめ細かく行うことにより、多様で夜間社会人法科大学院の趣旨を理解した院生を得ることに成功している。入学辞退者が非常に少ないことはそのことを裏付けていると思われる。

(2) 今後の課題点

- ① 改善を要するとまではいえないが、これまで以上に、多様で優れた志願者、在籍者を得るためには、大学 HP 等を通じたより一層の広報活動を行うことが必要であると考えている。
- ② 女子入学者の数が、短期の数字ではあるが、減少傾向にある。夜間の大学院であることの結果とも言えるが、今後の動向を注意深く見守っていく必要があると考えている。

第7章 学生の支援体制

1 学習支援

(1) 履修指導の体制

(a) 新入生ガイダンス

入学生に対し入学前には特に説明会を開催していないが、入学式直後に新入生ガイダンスを行っている。このガイダンスにおいては、専攻科長から教育理念や目的について説明を行い、教務委員長からは、大学院便覧などの配付資料を基にカリキュラムの内容と構成、履修すべき科目等の説明を行っている。また、専任教員も出席し、担当科目の勉強方法、授業の方式、課題の実施方法等の説明を行っている。

(b) 履修指導

本学の学生は、原則的に法学未修者であるため、まず法律基本科目を確実に修得させることを目指している。教員は学生が法学未修者であることを前提として講義を行い、チューターの補助により万全を期す体制をとっている。

また、本学の学生は、多方面で実際に活躍している社会人がほとんどであることから、より多様な展開・先端科目を用意している。

履修科目の選択については、将来の目標とする分野の科目についてのイメージが分かるよう新入生ガイダンスにおいても、大学院便覧やシラバスを利用して説明しているところであるが、それでは不十分なため、履修しようとする科目の授業を2回まで参加できることとし、その後正式に履修登録ができることになっている。

(c) 形成支援プログラム

本学は、平成17年度の「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に申請し、採用された。このプロジェクトは、「夜間社会人学生用実践的学習支援システムー高速ネット通信活用によるリーガルクリニック支援システムと学外学習補助システムの開発ー」と称するものである。これは、本学が有する高速インターネット通信に対する豊富な物的、人的インフラを最大限に活用して、昼間に定職を持つため、出張等による通学不能日の発生や学外での複数学生による共同学習時間の確保困難など、夜間社会人学生という特性に基づく時間的ハンデを解消するための実践的学習支援システム（高速ネットによるリーガルクリニック支援システムと学外学習補助システム）の開発を目的とするものである。

具体的には、平成17年度と18年度の2ヶ年で、①ビデオ会議システムによる遠隔オフィスアワーとバーチャル・ゼミナールの開発、②授業の録画とストリーミング配信システムの開発、および③リーガルクリニック用日程管理システムの開発を実施した。

①は高速ネットワーク通信技術を利用したコミュニケーション・ツールの開発である。すなわち、前者のビデオ会議システムによる遠隔オフィスアワーは、Webカメラ等を利用し、学生が自宅等のパソコンを介して、学外の遠隔地からもオフィスアワーを利用可能とする仕組みであり、後者のバーチャル・ゼミナールは、サイバー空間を利用し、それぞれ自宅等の別の場所にいながら、複数学生によるフェイス・

トワー・フェイスの形での議論や共同学習の機会を確保する仕組みである。

②は映像教材配信システムの開発である。講義自体をストリーミングしてデジタル録画したり、また講義で言及された事件等に関する写真や動画等のデジタルコンテンツを補助教材として作成したりして、学生が自宅等のパソコンから自由にこれを閲覧可能なものにする仕組みである。

③はリーガルクリニック用日程管理システムの開発である。夜間社会人学生の場合、日中に、リーガルクリニックを行う法律事務所（弁護士法人アカデミア法律事務所）に在所したり法廷に出頭したりすることが困難な場合があるため、本学では、リーガルクリニックにフレックスタイム制を導入し、学生が任意に選択した一連又は分割した日時に受講することを可能とした。受講者の確定のためには、弁護士は予め学生が参加できる事件の日程を開示し、学生はこれを見て参加を希望する日時の申し出を行い、弁護士は同時に2人までの学生を原則として先着順に受け付けるという手順を採ることになる。このためリアルタイムでの複雑な日程調整管理システムが必要となり、③はこの仕組みをコンピュータ化したものである。

上記システムの開発により、高速インターネット通信を通じて、夜間社会人学生という特性に起因する時間的制約のハンディキャップを大きく減少させる体制が整っている。

なお、夜間社会人学生用実践的学習支援システムは、本学の学生の特性に応じたものであり、同システムの利用をさらに一層活用できるよう、教員が努める必要があるように思われる。

(d) TWINS の活用

2002年4月から、筑波大学では、新学務システムであるTWINS(Tsukuba Web-based Information Network System)は、全学群・学類の授業等を対象とした学務システムのWeb化で、学生、教員及び事務職員とがこれまでよりもはるかに直接的、タイムリーにコミュニケーションできることを目的として導入された。TWINSは、教職員および学生間における教育活動に関する情報提供・交換・共有を図るソリューションとして、オンライン・ネットワークを活用し、稼動している。社会人学生にとっては、学内からアクセスできるだけでは情報の提供としては不十分である。TWINSは、学外からのアクセスも可能であり、それによって、教職員および学生に対する迅速かつ公平な情報提供が確保され、授業科目担当教員と科目受講生との間での双方向・多方向コミュニケーションが実現している。

(2) 学習相談・助言体制

オフィスアワーの担当者、曜日、時間を記載した一覧表を新学期に学内に掲示している。オフィスアワーにおいては、原則として専任教員が研究室において、学習相談ばかりでなく、履修登録等の相談も行えるようにしている。

なお、兼任教員や兼任教員については、特にオフィスアワーの時間帯を設定していないが、学生から当該科目の授業時間の前後に相談等があった場合には、対応してほしい旨の依頼をしており、特に派遣裁判官や派遣検察官においては、勤務時間

が授業 1 回当たり 4 時間確保しているため、個別にオフィスアワーを行っており、当該授業開始時にその旨学生に周知している。

また、学生とのコミュニケーションを充実させるため、学内に意見箱(無記名可)を設置し、学生からの意見や相談を常時受け付けている。意見箱には、1 か月平均 2、3 件あり、教務委員会の担当者が定期的に関き、その内容によっては教務委員会で検討し、場合によっては専攻会議で対応を協議している。これまで、学習環境に関する希望などが専攻会議で協議され、改善の参考とされている。また、投書者に回答が必要な場合には、教務委員会が回答している。学生からの具体的な要望は次のとおりである。

- ①「本法科大学院内に無線 LAN を設置してほしい。」
- ②「自習室の空調運転を休業日(日曜日及び月曜日にも行ってほしい。)」
- ③「個人用ロッカー以外にも私物を置くスペースを確保してほしい。」
- ④「レジュメなどは、ホームページにも掲載してほしい。」
- ⑤「学生用のコピー機を設置してほしい。」
- ⑥「学生用にスキャナを設置してほしい。」
- ⑦「図書・自習室の閲覧(自習)席の占有を禁止してほしい。」
- ⑧「期末試験日時の詳細を早めに周知してほしい。」

などで、主に施設・設備等の要望が多く、①～⑤は既に対応済であり、⑥は検討中である。⑦は掲示等に 2 日以上占有は禁止である旨周知したことにより、ほぼ収束した。⑧については、期末試験時間を通常の授業時間(1 時限 75 分)では短いと判断する教員が多いため、その調整に時間を要するために、学生から「社会人であるが故に少しでも早くスケジュールを立てたい」という切実な要望に応える必要があり、鋭意調整及び検討しているが、要望を満たすまでには至っていない。

(3) 教育補助者による学習支援体制の整備

本学においては、チューター制度を採用して、学習支援の体制をとっている。チューターは学生と年齢的に離れていない若手弁護士 12 名が公法系、民事系、刑事系担当をそれぞれ担当し、それぞれの基本的知識に関する事項について、講義のない時間帯や夏休みにゼミを開講している。本学では、法律学を勉強した経験のない学生が多いことから、基礎的な知識の補充が必要とされる場合が多く、少人数で同年代のチューターから初歩的な問題でも親しく聞くことができることから、学生からの評価が高い。

2 生活支援等

学生に対する経済的支援に関しては、奨学援助制度と提携金融機関(三菱東京 UFJ 銀行、第一勧業信用組合)の専用ローンを用意している。奨学援助制度としては、学内では優秀な学生の修学継続を容易にするため奨学援助の一環として入学料、授業料免除制度を設けており、また学外の奨学金制度である独立行政法人日本学生支援機構の奨学金についてもその募集要項について広報(掲示文、「ホームページ」や「大学院便覧」の掲載)を行っている。

なお、平成 17 年度においては、入学料あるいは授業料の免除申請が 5 件あったがいずれも不許可となっている。同 18 年度においては、2 件の入学料免除申請はいずれも不許可となっているが、7 件の授業料免除申請のうち 5 件の半額免除が許可、

同 19 年度においては、3 件の入学料免除申請はいずれも不許可となっているが、11 件の授業料免除申請のうち 6 件の半額免除が許可されている。また、日本学生支援機構奨学金については、平成 17 年度は第 1 種が 1 名、同 18 年度は第 1 種、第 2 種併用が 1 名、第 2 種が 1 名、同 19 年度は第 1 種が 1 名貸与を受けている。

学生の相談に関しては、原則的に教務委員会が対応している。各種のハラスメントについては相談担当者（1 名）を選任してあるが、その他の相談については、教務委員会が指定する教員が相談を受けている。学内には教務委員会が管理する意見箱が設置されており、意見ばかりでなく学生生活に関する相談も寄せられている。学生から寄せられた相談については、専攻会議で報告すべきものは報告し、必要性がある場合には相談を寄せた学生と直接面談してその相談に対応している。また、筑波キャンパスにある保健管理センターの学生相談室においては、専門のカウンセラーによるカウンセリングやアドバイスを中心としたサービスが提供されているが、東京キャンパスの学生にとっては利用が困難であるため、電話相談という形ではあるが、利用可能となっている。

3 障害のある学生に対する支援

身体に障害のある者に対して等しく受験の機会を確保している。現在、身体に障害のある学生は在籍していないが、教室、ゼミ室、図書室等の教育に関する施設をはじめ法科大学院の全施設がバリアフリーとなっており、また、洗面所については身体に障害のある学生に対応できる設備を備えている。

平成 19 年度入学試験においては、運動系に障害がある者（交通事故による頸部負傷）から出願があり、大学入試センター実施の法科大学院適性試験時と同様な対応（受験時において、頭の上げ下げに支障があるため、後方の席による受験とした。）すべく準備していたが、第 1 段階選抜（書類選考）に不合格のため、実施されなかった。今後、身体に障害がある者が入学した場合、その者の障害の程度や状況に応じた支援を行うことにしている。

4 職業支援（キャリア支援）

学生が主体的に進路を選択できるように、裁判官、検察官、弁護士の実務家教員が実務系の科目の講義において、それぞれの分野に進むために必要な情報を提供するように努めている。また、弁護士としてどのような分野に進むかについては、多様な分野のそれぞれで先端的に実務活動をしている弁護士の実務家（チューターも含む。）が多数いるため、学生にきめ細かい情報が提供できることになっており、それらについても講義やオフィスアワーなどにおいて情報を提供している。

なお、従来は、筑波キャンパスにおいては学生部就職課があり、在学生はここにおいて進路相談や就職活動のための資料閲覧、ガイダンスへの参加等ができるようになっていたのに対して、東京キャンパスにおいては、現職社会人が大半を占めているため、組織的な進路指導等は行われていなかったが、平成 20 年 1 月から秋葉原ダイビル 14 階内に就職活動を行う学生支援のため、就職情報関連資料や検索・閲覧用のパソコンを常置した「就職活動支援コーナー」が設置された。本法科大学院においても、上述のような教員レベルの進路相談等であるため、今後、組織的な

進路指導等ができるよう体制の検討を要するものと認識している。

5 評価と課題

(1) 評価すべき点

- ① 学習支援、生活支援、障害のある学生に対する支援、職業支援に関する制度体制は一通り整っていると思われる。特に、学習支援については、本学の学生の特性に応じた夜間社会人学生用実践的学習支援システムが実施されており、今後、画期的な成果が上がるものと期待される。
- ② 学生数が少ないことから教員と学生とのコミュニケーションは十分に図ることができている。また、現在、意見箱に学生から寄せられる意見は1か月平均2、3件あり、毎月開催される教務委員会で検討され、場合によっては専攻会議で対応を協議している。

(2) 今後の課題点

夜間社会人学生用実践的学習支援システムは、本学の学生の特性に応じたものであり、同システムの利用をさらに一層活用できるよう、教員が努める必要があるように思われる。

第8章 教員組織

1 教員の資格と評価

(1) 教育上必要な教員の配置

本学法科大学院では、入学定員 40 名を 1 クラス編成にしているため、講義形式の授業のほか、教育内容および教育目標に応じて、さらに少人数のクラスを編成し、双方向・多方向的授業を行っている。専任教員 17 名（常勤の実務家専任 5 名を含む。）、兼任教員 9 名、兼任教員 25 名の総数 51 名であり（平成 20 年 3 月 31 日現在の数字、以下同じ）、本学法科大学院において夜間開講というハンデを補うためにも十分な教育と実務教育を行うことができる水準を確保している。

また、実務家教員は、法律実務基礎科目だけを担当しているのではなく、法律基本科目の「民事法総合Ⅰ（民法中心）」、「民事法総合Ⅲ（民事手続法中心）」、「民事法総合演習Ⅰ（民商法中心）」、「民事法総合演習Ⅱ（民事手続法中心）」、「刑事法総合演習（刑法・刑事訴訟法）」や展開・先端科目の「情報法」を担当し、研究者教員と協力及び共同により、理論と実務の架橋としての法曹教育ができるように配慮している。また、展開・先端科目の「民事執行・保全法」、「倒産法」、「国際取引法」、「経済刑法」、「刑事法最新判例研究」、「国際経済法」、「英文法律文書作成」も実務家教員が担当している。

(2) 高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員の配置

「教育上又は研究上の業績を有する者」は、専任教員 17 名中 12 名であり、「高度の技術・技能を有する者」の該当者は無であり、「特に優れた知識及び経験者」としては、実務家専任教員 5 名が該当する。

教員の最近 5 年間における教育上又は研究上の業績、担当する専門分野などの掲載は、本学ホームページ上の「研究総覧（TRIOS）」や、本学法科大学院ホームページ上の「教員紹介」において行っている。

当該専任教員の約 7 割（17 名中 12 名）は教授である。

法律基本科目については、すべての科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）において専任教員を配置している。

法律実務基礎科目については、実務家専任教員 5 名を中心として、各法曹界から派遣裁判官、派遣検察官及び弁護士による兼任講師が担当している。

基礎法学・隣接科目については、「法と医療」を専任教員が担当しているが、他の科目については、兼任教員と兼任教員が半々ずつ担当している。

展開・先端科目の約半数強（38 科目中 21 科目）を専任教員が担当し、残りの 5 科目を兼任教員が、また 12 科目を兼任教員が担当している。

(3) 教員の指導能力等の評価体制の整備

「国立大学法人筑波大学本部等職員の採用、昇任、退職等に関する規程」、「国立大学法人筑波大学教員の任用手続き等に関する規則」、「国立大学法人筑波大学任用手続き等に関する法人細則」を制定して、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制を整備している。

具体的には、ビジネス科学研究科において、教員の採用及び昇任に関して、法曹専攻独自の教員審査基準に基づき、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

2 専任教員の配置と構成

(1) 必要数の専任教員の確保

法科大学院設置基準によると、①法科大学院における最低必要な教員数は12人であり、②専任教員1人あたりの学生収容定員は15人以下、③必置専任教員の半数以上は原則として教授とすることとされている。本学法科大学院の学生数は、入学定員40人(1学年)、収容定員120人(3学年)であるので、前記基準②が要求する専任教員の数は、学生15人あたりに最低1人の専任教員が必要とされるのであるから、本学法科大学院では $120 / 15 = 8$ 人である。したがって、前記基準①(最低12人の選任教員を要求)および前記基準②(最低8人の専任教員を要求)に照らすと、結局のところ本学における最低必置専任教員数は12人と8人の多いほうである12人ということになる。また、前記基準③が要求する必要な教授の数は、 $12 / 2 = 6$ 人ということになる。

本学法科大学院における現在の専任教員数は17人である。その内訳は、研究者である専任教員8人(うち、教授5人)、研究者である専他教員4人(うち、教授2人)、実務家である専任教員5人(全員教授)である。専任教員数が17人であるから、前記基準①および②が要求する最低必置専任教員数12人を十分に満たしている。また、教授数が12人(専任教員17人に対する割合は約7割)であるから、前記基準③が要求する教授数6人を十分に満たしている。

なお、法律基本科目については、すべての科目(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法)において専任教員を配置している点でも、本学法科大学院において専任教員が適切に配置・構成されているといえることができる。

(2) 専任教員のバランスの適正

法律基本科目の配置状況については、すべての科目(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法)に専任教員を配置した。

法律実務基礎科目については、13科目中6科目(法律文書作成Ⅰ及びⅡ、民事訴訟実務の基礎Ⅰ及びⅡ、刑事訴訟実務の基礎Ⅰ、要件事実論・事実認定論)を専任教員が担当している。基礎法学・隣接科目については、8科目中1科目(法と医療)を専任教員が担当している。

展開・先端科目については、38科目中の半数強の21科目(信託法、民事執行・保全法、倒産法、国際取引法、経済法、交通賠償法、情報法、家族法、地方自治、企業組織再編法、証券取引法、刑事政策、経済刑法、医療・介護保険法、年金・企業年金法、憲法最新判例研究Ⅰ及びⅡ、民事法最新判例研究、刑事法最新判例研究、国際経済法、英文法律文書作成)を、本法科大学院の理念及び教育目的に応じた専任教員を配置している。

年齢別の専任教員は、60代が4人、50代が7人、40代が5名、30代が1名と年齢上のバランスも保たれており、平均年齢は52.41歳である。

3 実務経験と高度な実務能力を有する教員

(1) 実務経験と高度の実務能力を有する教員の確保

本学法科大学院の実務家教員は、専任5人(常勤5人)である。法科大学院設置基準によると、法科大学院における最低必要な教員数は12人、必置専任教員のうち概ね2割以上(すなわち概ね3名以上)は、専攻分野における概ね5年以上の実務の経験を有する者でなければならないとされている。本法科大学院の場合、専任の実務家教員5名がいずれも弁護士活動16~37年の経験を有しているので、概ね5

年以上の実務経験を有する教員が概ね3名以上必要であるという上記基準を満たしている。実務家教員の主な担当科目は、実務経験との関連が深い「民法法総合Ⅲ〔民事手続法中心〕」、「民事訴訟実務の基礎Ⅰ」、「民事訴訟実務の基礎Ⅱ」、「民法法総合演習Ⅰ」、「刑法法総合演習〔刑法・刑事訴訟法〕」、「刑事訴訟実務の基礎Ⅰ」、「要件事実論・事実認定論」、「法律文書作成Ⅰ」、「法律文書作成Ⅱ」であり、このほか、それぞれの実務経験と関わりの深い展開・先端科目を担当している。実務家教員のなかには判事や検事や司法研修所教官の経験者がいるほか、それぞれが法律事務所の運営に関与しているため、本法科大学院の実務家教員は、実務家として十分な経験と高度な実務能力を有しているといえることができる。

(2) 法曹としての実務経験を有する教員の確保

本学法科大学院の実務家教員は、専任5人（常勤5人）であり、弁護士活動16～37年の経験を有しているため、法曹として実務の経験と高度の実務の能力を有している。また、判事や検事や司法研修所教官の経験者もおり、それぞれが法律事務所の運営に関与している。

4 専任教員の担当授業科目の比率

法律基本科目の配置状況については、すべての科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）に専任教員を配置した。

教育上主要と認められる必修科目34科目中、25.3科目（複数による担当科目あり）と、7割4分以上の必修科目を専任教員が担当している。

5 教員の教育研究環境

(1) 適正な範囲内の授業負担

平成17年度及び18年度ともに、専任教員17名中6名が前任校において兼任教員等になっているため、20単位を超えて担当しているが、いずれも25単位以下である。

兼任教員については、9名中1名が前任校においての兼任教員になっているため、30単位を超えているが、来年度には25単位以下になる見込みである。

兼任教員については、28名全員が20単位以下である。

(2) 研究専念期間

本学法科大学院の完成年度（平成19年度）までは、法科大学院の教育に専念することとしているため、長期の研修は見合わせている。完成年度以降には、教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、研究専念期間が確保できるよう要望している。

なお、サバティカルについての論議を法曹専攻会議において行ってはいないが、話題としては取り上げている。

(3) 教育・研究補助職員の確保

筑波大学東京キャンパスにおける「夜間社会人大学院」の担当事務職員は、ビジネス科学等支援室として大塚地区に17名、秋葉原地区に3名配置されている。法科大学院の事務は主に秋葉原地区の3名が教務関係を中心に対応しているが、総務や会計関係については大塚地区の事務職員が支援している。また、大塚地区には、事務組織上、部署が違うが、附属図書館職員が図書担当として4名、附属学校教育

局職員が施設担当として2名が配置され、ビジネス科学等支援室の支援を行っている。

さらに、チューターとして若手弁護士12名を学生への補講や修学指導相談のため配置している。さらに、非常勤職員3名（うち、2名は交代制。）を、「講義等のレジュメの印刷、配付及び管理」、「講義室、ゼミ室及び図書・自習室の管理」などのために配置している。

6 評価と課題

(1) 評価すべき点

- ① 入学定員 40 名、1 学年 1 クラス編成であるため、専任教員 1 人当たりの学生数は約 7 人であり、文字通り少人数教育を行える環境がある。また、実務家教員については「みなし」は 1 人もいなく、5 人全員が「常勤」であるため、教員（専攻）会議には真剣に参加し、会議が大変活性化された。
- ② 専任教員の平均年齢が 52.41 歳であり、研究教育活動の最盛期にある教員が過半数を占め、60 代が 4 人、50 代が 7 人、40 代が 5 名、30 代が 1 名と年齢上のバランスも保たれている。

(2) 今後の課題点

- ① 今後とも教員組織の適正を維持するための努力が必要と思われる。
- ② 教員の教育研究環境の向上にさらに配慮していくことが必要と思われる。

第9章 管理運営等

1 管理運営の独自性

(1) 法科大学院独自の運営の仕組み

法科大学院（ビジネス科学研究科法曹専攻）の運営に関する重要事項を審議する会議として、准教授を含む法科大学院の専任教員全員（実務家教員・専他教員含む）で構成する「法曹専攻会議」を設置している。この会議は原則として月1回のペースで開催され、本学の運営に関する重要事項についての意思決定を行うことになっている。

法科大学院（ビジネス科学研究科法曹専攻）の長として、法科大学院長（法曹専攻長）1名を置くとともに、その補佐機関として、1名の「職務代行者」を置いている。また、法科大学院の適正な運営を図る目的で、法曹専攻会議の下に、専攻長及び職務代行者並びに教務委員長、人事委員長、入試委員長の5名からなる「運営委員会」を設置し、法曹専攻会議において審議されるべき運営の基本方針等について協議を行っている。

法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項については、全て法曹専攻会議の審議事項とされており、この会議における審議の内容及び意思決定が、法科大学院の運営において尊重されることが制度的に保障されている。

法科大学院の運営を実効的に遂行するために、法曹専攻会議の下に、13の個別委員会（FD委員会、附属図書館委員会、筑波フォーラム編集委員会、教務委員会、人事委員会、入試委員会、自己点検評価委員会、予算・総務・学生委員会、広報・渉外委員会、研究推進・国際交流委員会、図書委員会、施設委員会、紀要委員会）を設置し、個別の具体的課題について、適正かつ迅速に対応できる体制を整備している。特に、法科大学院教育におけるFDの重要性を意識し、FD委員会については、専任教員全員が各自の教育担当領域に応じて、4つの部会（公法部会、民事法部会、刑事法部会、実務部会）のいずれか1つ以上に必ず所属するという「全員参加体制」を整えている。

法科大学院（ビジネス科学研究科法曹専攻）の適正な運営について、第三者の視点による客観的かつ厳格な評価を受けるために、学外の有識者3名（新日鐵顧問、NHK解説委員、弁護士〔元東京弁護士会会長〕）で構成する「有識者会議」を設置している。

(2) 適切な事務体制

事務体制としては、法科大学院（ビジネス科学研究科法曹専攻）の設置されている東京キャンパス秋葉原地区に事務室（法科大学院係）を設置し、当該係の常勤職員3名を中心として、教務、学生支援、入試・広報、研究助成、学内会議運営支援等の業務を担当している。

あわせて、法科大学院の管理運営を適切に行うために、これら業務に関して、大塚地区に設置されている「ビジネス科学等支援室」に所属する、支援室長、室長補佐（2名）、総務係（係長含め4名）、教務係（係長含め6名）、会計係（係長含

め5名)、研究支援担当(1名)等による必要な支援を受けている。

また、主として講義資料作成等の教育支援業務を担当する非常勤職員2名〔週2.5日/人(5時間/日)勤務〕、及び、法科大学院図書室の業務を担当する非常勤職員1名〔週5日(7時間/日)勤務〕を、法科大学院独自に置くことによって、事務体制のさらなる充実を図っている。

筑波大学本部による研修を始めとして、事務職員の能力向上に資する各種研修会等に積極的に参加するなどして、法科大学院の管理運営を適切に行うための能力開発・研鑽に努めている。

(3)十分な財政的基礎

法曹専攻に配分される専攻予算は、教員数を基準とする教員当教育研究費、及び、学生数を基準とする学生当教育研究費によって構成されており、いずれも、法科大学院としての教育研究活動を適正に維持するに十分な配分が行われている。

特に、学生当教育研究については、法科大学院の理念というべき少人数教育を適正に実施するために、他の専攻と比較して、学生1人当たりの配分単価を高額に設定するなどの特別な配慮が行われている。

法科大学院の運営に係る財政上の事項については、専攻長及びビジネス科学研究科長を通じて、筑波大学本部において法科大学院の意見を聴取する機会が適正に保証されている。

2 自己点検及び評価

(1)自己点検及び評価の実施・公表

筑波大学法科大学院においては、教育活動等の状況について自己点検及び評価を行うため、自己点検評価委員会を設置している。平成19年度における委員は以下のとおりである。

小幡雅二 教授(委員長)

植草宏一 教授

上山 泰 准教授

藤井樹也 准教授

平成20年3月に、「筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻自己点検評価実施要綱」が制定され、「筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻の教育活動等の状況に係る自己点検評価は、法曹専攻自己点検評価委員会が行う」(第1条)ことが正式に決定された。そして、自己点検評価の手続について、「自己点検評価委員会は、点検評価した結果を専攻会議に報告する」こととされ、「自己点検評価委員会は、教育活動等の改善につき専攻会議、教務委員会、FD委員会に勧告し、勧告に係る改善状況につき報告を求めることができ」、「自己点検評価した結果については、有識者会議の検証を受けるものとする」(第2条)ことが定められた。自己点検及び評価の結果については、以上の手続のもと、「自己点検評価委員会は、前条〔第3条=後掲〕の項目に関し、適宜、自己点検評価を行い、2年毎にこれを公表する」(第4条)こととされている。

さらに、筑波大学法科大学院では、教育内容の改善を図るため、各学期の終了時にすべての開講科目を対象として、学生による授業評価を実施している。学生によ

る公正かつ正確な評価を得るため、学生による授業評価は教員による監視のない場所で記入し、かつ、無記名で提出できるよう配慮されている。

(2)適切な項目設定と実施体制

自己点検評価の対象となる項目について、前掲の「筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻自己点検評価実施要綱」は、「自己点検評価の項目は、次のとおりとする」として、以下の10項目を設定している（第3条）。

- (1) 教育目的に関する事項
- (2) 教育内容に関する事項
- (3) 教育方法に関する事項
- (4) 成績評価及び修了認定に関する事項
- (5) 教育内容等の改善措置に関する事項
- (6) 入学者選抜等に関する事項
- (7) 学生の支援体制に関する事項
- (8) 教員組織に関する事項
- (9) 管理運営に関する事項
- (10) 施設、設備及び図書館等に関する事項
- (11) 有職社会人学生の特性を踏まえた対策

また、教育活動及び研究活動等の状況を客観的に把握可能なものとするため、各教員の活動状況は、オンライン業績登録システムである筑波大学研究者総覧「TRIOS」に登録することとされている。各教員が「TRIOS」に自らの活動状況を登録し、かつ常に最新情報に更新すべき義務を負うことは、大学規則「国立大学法人筑波大学研究者情報システム（TRIOS）規則」によって規定されており、同規則は筑波大学の公式ホームページ上で公開されている。各教員が入力した活動状況は、原則として学外にも公開することとされており、公開されたデータは、学外からもホームページ上で閲覧することが可能な状態におかれている。

筑波大学研究者総覧「TRIOS」に登録され、公開されている項目は、①研究分野、②職歴、③学歴、④取得学位、⑤所属学会、⑥研究業績（著書、論文、芸術系の活動・フィールドワーク等）、⑦知的財産権（共同研究等希望テーマ、共同研究実績）⑧担当授業科目、⑨教育活動、⑩社会活動、⑪講演実績、⑫海外研究活動、⑬科学研究費、⑭管理運営、⑮業務用の電子メールアドレス、⑯ホームページ URL に関する活動状況である。

また、学生による授業評価アンケートにおいては、①授業内容について、②授業の課題について、③教員の授業態度について、④その他授業に関する自由な意見の4分野をさらに細分化して合計18の項目を設け、それぞれについて5段階の評価を記入可能にするとともに、回答理由の記入欄も設け、学生による多様な意見をできるかぎり正確に反映するよう工夫している。

他方で、筑波大学法科大学院では、自己点検評価委員会を設置して、自己点検及び評価を行うための適当な実施体制の整備に努めている。また、FD委員会を設置して、専攻分野ごとに、自己点検及び評価の結果を教育内容の改善・向上に反映する仕組みをとっている。FD委員会の組織は専攻長を委員長とし、以下のように各専攻分野に個別部会が設置されている。

委員長 新井 誠 教授（法曹専攻長）

- ①公法系科目部会 （代表：青柳幸一教授）
- ②民事系科目部会 （代表：秋山幹男教授）

③刑事系科目部会 (代表：小幡雅二教授)

④実務系科目部会 (代表：植草宏一教授)

さらに、筑波大学では、新たな教員業績評価制度の導入が検討されており、ここでは、筑波大学研究者総覧「TRIOS」に登録されたデータを、教員の業績評価を実施する際の基礎データとして使用することが計画されている。これにより、自己点検及び評価の結果を、教育内容の改善・向上に多角的に反映することが見込まれている。

(3) 自己点検結果の活用

筑波大学法科大学院では、筑波大学研究者総覧「TRIOS」に登録されたデータを、教員の業績評価を実施する際の基礎データとして使用することとされている。これにより、各教員の自己点検及び評価に加えて、制度的に教育内容の改善・向上が図られる。また、自己点検及び評価に関する一般事項については自己点検評価委員会が、各専門分野における自己点検及び評価についてはFD委員会及び分野ごとの科目部会（その組織については基準9-2-2に係る状況において既述のとおり）が、教務事項その他の個別事項については教務委員会その他の個別委員会が、それぞれの観点から検討し、多面的な角度から、教育活動等の改善を図る仕組みとなっている。自己点検及び評価において、本法科大学院における教育活動等を改善するため、学生の学習に対する理解度と満足度の向上をはかることを重要な目標としている。そして、この目標を実現するため、FD委員会及び分野ごとの科目部会が、随時教育活動等の改善に関する検討を行っている。

なお、平成19年度における教務委員会の組織は以下のとおりである。

藤村和夫 教授（委員長）

植草宏一 教授

小幡雅二 教授

大塚章男 教授

徳本 穰 准教授

(4) 第三者による検証

筑波大学法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、学外者による検証の機会を保証するため、外部の有識者による有識者会議を設置している。次回有識者会議は、本年5月に実施される予定である。

西川元啓 新日鐵顧問

早川信夫 NHK解説委員

柳瀬康治 弁護士（元東京弁護士会会長）

3 情報の公表

(1) 積極的な情報提供

教育活動に関する情報は、以下の方法によって積極的に提供している。

1. パンフレット刊行（年1回）

2. ホームページによる情報の提供

3. 各種の啓蒙・広報活動（シンポジウムの開催、法律雑誌での紹介、テレビ番組でのインタビュー等）

(2) 重要事項を記載した文書の公表

筑波大学法科大学院では、法科大学院の教育活動等に関する重要事項である、(1) 設置者、(2) 教育上の基本組織、(3) 教員組織、(4) 収容定員及び在籍者数、(5) 入学者選抜、(6) 標準修了年限、(7) 教育課程及び教育方法、(8) 成績評価及び課程の修了、(9) 学費及び奨学金等の学生支援制度について、「本学及び本学法科大学院のホームページ」、「筑波大学概要」、「大学院案内 2008」、「平成 19 年度筑波大学東京キャンパス〈社会人のための夜間大学院〉」、「平成 19 年度筑波大学法科大学院社会人募集要項」などにより、毎年度、公表している。重要事項のうち、(10) 修了者の進路及び活動状況については、現時点で修了者が存在しないため未公表であるが、平成 20 年 3 月に修了者が発生した後、進路及び活動状況が確定し次第、上記方法によりすみやかに公表する予定である。

また、研究活動については、2006 年 12 月に筑波大学法科大学院創設を記念する論文集『融合する法律学』（上下巻）を公刊し、2007 年 3 月に筑波ロー・ジャーナル創刊号を発行した。今後も筑波ロー・ジャーナルは、年 2 回発行する予定である。

4 情報の保管

筑波大学法科大学院では、口頭地了解により、従来から評価の基礎となる情報を適宜調査・収集し、適切な方法で保管するよう努めてきたが、このことを再確認するため、平成 19 年 6 月 6 日に開催される自己点検評価委員会において、評価の基礎となる情報について、適切な方法で保管することが正式に決定された。

評価の際に用いた情報については、少なくとも、評価を受けた年から 5 年間、もしくは 5 年間保管されることとされている。

これに先立ち、平成 17 年度に開催された法曹専攻会議において、開講科目の期末試験答案原本を保存することが決定され、平成 17 年度 3 学期末以降に実施された期末試験の答案原本が保管されている。また、これに伴い、学生に期末試験の答案を返却する必要が生じた場合、返却用の答案として写しを用いることが決定された。なお、平成 17 年度 3 学期以前に実施された期末試験の答案原本については、可能な限り収集が行われ、原本または写しが保存されている。

また、試験答案の他、教務関係書類、入試関係書類、教職員勤務関係、レジュメ、意見箱への投書などが、ファイルや封筒により分類され、法科大学院事務室等の書庫や金庫において保管されている。これらの資料は、評価機関の求めに応じてすみやかに提出できるよう、適切な方法で保管されている。

5 評価と課題

(1) 評価すべき点

① 筑波大学研究者総覧「TRIOS」の稼働により、業績の登録システムがオンライン化されたことは、教員の活動状況等の確認における可視化、客観化、迅速化という点で優れている。

② 平成 18 年度に大学院ビジネス科学研究科企業法学専攻（東京キャンパス大塚地区）と共同で発刊された紀要「筑波ロー・ジャーナル」は、紙媒体のほか、電子媒体のオンライン紀要が同時に発行されている。これにより、各図書館における配架スペース不足の解消に貢献するとともに、本法科大学院からの情報発信がいっそう促進される

点で優れている。

(2) 今後の課題点

- ① 自己点検及び評価の結果をとりまとめ、公表すべき結果を適切な方法により公表する必要がある。
- ② 自己点検評価の基礎となる情報の保管については、保存すべき情報の具体化・明確化を行うとともに、情報漏洩対策を講じつつ、適宜電子化して適切に保管する必要がある。

第10章 施設，設備及び図書館等

1 施設の整備

(a)概要

本法科大学院は、秋葉原のインテリジェンス・ビル（秋葉原ダイビル）の14階と15階に設置されている。同ビルはセキュリティ・システムが完備しているため、各階のセクション毎にあるセキュリティを解除しないと入室ができないシステムになっている。教員、職員及び学生はセキュリティ・カードを事前に配付されており、これにより24時間大学院の施設・設備を利用することが可能になっている。

同ビルの14階には講義室・ゼミ室、事務室、そして併設の法律事務所（「弁護士法人筑波アカデミア法律事務所」）などが設置され、また15階には教員研究室、図書・自習室などが設置されている。

本法科大学院は、入学定員40人、収容定員120人、専任教員17人の体制であるが、将来的に若干の規模拡大にも十分対応できるようにしている。教室等については、講義室（54人～56人）3室、ゼミ室（16人～20人）5室を備えているため、十分な教室運営をしている。また質的にも最新の教具等を備えて万全を期している。

(b)講義室

講義室は比較的大人数の授業を行うための部屋で、40名程度での講義を予定しており、最大で54～56名の収容が可能である。講義室は3学年分3室設けられており、面積は100～134平方メートルである。したがって、3学年が同時に必修科目を受けることが可能となっている。

講義室は、多様な教育方法に対応できることを目的として設計されている。授業には常に座席数がクラス定員以上の教室が使用されている。教室には各受講者に十分な手元スペースのある机が配置されている。移動式の机を配置し、科目の特性や履修者数に合わせて、効果的な授業が実施できるようにレイアウトして授業を行なっている。

授業においては、ビデオやDVDなどのメディアを活用したり、あるいはコンピュータを活用したプレゼンテーションや資料の提示を行うことがいっそう教育効果を高めると予想される。そのため、3つの講義室はホワイトボードのほかに約75インチのスクリーンを備えており、液晶プロジェクターを使用して、ビデオ、DVD、CDのメディアをはじめ、さまざまな画像が投影できるようになっている。また、このほかにも、2台の可動式の大型液晶ディスプレイ（42インチ）を有しており、ビデオやDVDが再生できる付属のプレーヤーにより、より鮮明な映像が再生可能となっている。さらに、講義室1と講義室2には、カメラ1台（固定式）、マイクにより録画録音された動画のストリーミング装置が配備されている。これにより録画録音された動画は、学生がインターネットを経由して学生が自宅のノートパソコンで閲覧できるようになっている。また、LANケーブルのコンセントも配置されている。

スペースの都合上専用の法廷教室は設置できないが、模擬裁判は最も面積の広い講義室3で行われることになっており、この様子は、ビデオカメラ4台で撮影され、録画されることになっている。録画されたものは上記の液晶プロジェクターまたは液晶ディスプレイにより投影または再生することが可能である。これにより受講者

は自分たちの行った訴訟活動を客観的に見ることにより、いっそう充実した演習を行うことが可能となる。

(c) 演習室

演習室(本学では「ゼミ室」と称している。)は小人数の授業を行うための部屋で、数名から16名程度の授業を予定し、最大限で20名程度の収容が可能である。ゼミ室は5室設けられており、面積は約26~46平方メートルである。移動式の机を配置し、科目の特性や履修者数に合わせて、効果的な授業が実施できるようにレイアウトして授業を行なっている。また、前述の2台の可動式の大型液晶ディスプレイ(42インチ)により、ビデオやDVDが再生可能となっている。授業がない時間は、学生により、自主的な議論・学習にも利用されている。

(d) 併設法律事務所

14階に設置されている弁護士法人筑波アカデミア法律事務所は、本法科大学院におけるリーガルクリニックほか臨床法学教育の業務を受託し、これを行っている。同法律事務所には相談室が3室設置されており、学生の対応も十分可能である。

(e) 教員室

教員室(本学では「研究室」と称している。)については、現在、研究室を保有している専任教員は13人であるが(4人は筑波キャンパス及び東京キャンパス大塚地区に研究室を保有している)、将来の増員を見込んで16室を用意している。

専任教員1人には約23平方メートル(14室)又は30平方メートル(2室)の研究室が割り当てられ、基本的な書架、机、ミーティングテーブル、ロッカーが設置され、教育・研究に適したスペースと設備が整っている。また、LANケーブルのコンセントも配置されている。

(f) 非常勤教員

非常勤教員には教員室に隣接して講師控室1室が配置されており、机とソファが設置されていて、非常勤教員はここで待機し講義等の準備を行える体制となっている。また同控室には、非常勤の事務職員2名〔2.5日/週(5時間/日)勤務〕が配置されており、教材の作成と学生への配付の作業などに当たっている。

(g) その他

専任教員による学生との面談は、上述した研究室を中心に行われることを予定し、大きめの研究室を備えており、オフィスアワーに対応できるように配慮している。教員が学生を指導・面談するためには、専任教員は研究室を、非常勤教員は講師控室を主として予定しているが、場合により、14階に設置されている学生指導相談室で行われることも予定されており、これは3室設けられている。

常勤の事務職員3名の職務上のスペースとしては、14階フロアに学生の窓口業務、学籍保管庫、作業室等を備えた十分な広さの事務室が設置されている。また、教員・学生への対応や接客等のために応接室も設置されている。各職員には、業務を行うために必要な机とパソコンが与えられ、事務室には、複合機・プリンター・シュレッダーが各1台、また、学生用として証明書自動発行機1台、パソコン2台、プリンター1台が備えられている。

自習室は15階図書館内に設置されており、図書・自習室の面積は併せて約405

平方メートルである。学生 1 人に 1 台のキャレルの使用が可能となるよう、自習室には、総数で 120 席分（パーティションがあるもの 80 台、横パーティションがないもの 40 台）が設置され、日曜・祝日・年末年始を含め、24 時間学生の使用に供されている。このように、学生には、スペースと利用時間において、図書資料を有効に活用して学習する体制が整っている。また、図書・自習室内は、無線 LAN 対応となっており、「TKC 法科大学院教育研究支援システム」や LexisNexis をはじめとした国内外の主要データベースへアクセスし、情報検索が容易に行える体制となっている。

多くの学生は、自己のパソコンを持ち込んでいるが、自習室にはパソコン（10 台）及びプリンター（1 台）が設置されており、種々のリサーチができるようになっている。このパソコンは情報端末として、情報検索、法令判例データベースの閲覧、インターネットを利用した学習、論文、レポートの作成に利用されている。

上記の各施設（勿論併設の法律事務所は除く）は、すべて本法科大学院の専用の施設である。

なお、法科大学院の授業のない時間帯（火～金曜日の日中）については、本学関係者（ビジネス科学研究科法曹専攻以外の教職員等）が利用可能である。

特定の用途に利用が限定されない談話・インフォメーションのためのフリースペースが設けられている。フリースペースはかなり広く（150 平方メートル程度）、円卓 16 個（各々に椅子 4 脚）が設置されており、学生同士で談話をしたり、忙しい社会人学生が授業の前後に軽食をとったりする姿が見られる。場合により、各種の催事（立食パーティーなど）はこのスペースで行われる。また、このスペースに 5 台のパソコン及び 1 台のプリンターが設置されており、図書室のものと同様、LAN に接続されており、種々のリサーチができるようになっている。

また学生の私物収納のため 1 人に 1 個分のロッカーを配置している（3 学年各 40 人とし、さらに十数個の余裕をもたせている）。

2 設備及び機器の整備

1 で述べたように、3 つの講義室はホワイトボードのほかに大型スクリーンを常備しており、液晶プロジェクターを使用して、ビデオ、DVD、CD のメディアをはじめ、さまざまな画像が投影できるようになっている。さらに、2 台の可動式の大型液晶ディスプレイ（42 インチ）を有しており、講義室やゼミ室で、ビデオや DVD が再生可能となっている。これらはパソコンに接続し、パワーポイント等を用いた授業も可能にしている。さらに、講義室 1 と講義室 2 には、カメラ 1 台（固定式）とマイクにより録画録音された授業のストリーミング装置が配備されている。講義室とゼミ室の要所に LAN ケーブルのコンセントが配置されており、また自習室には無線 LAN を設置して IT 環境を整えている。教員・学生は、筑波大学の図書館サイトにアクセスすることにより、「TKC 法科大学院教育研究支援システム」などの国内外の主要データベースに接続し、必要となる文献や資料も常時利用可能となっている。

教員のためには研究室エリアにコピー機 1 台、学生においては図書・自習室に学生利用コピー機 1 台が各々設置されている。また、教材の作成・配付の支援のため、

非常勤の事務職員〔5日／週（7時間／日）勤務〕が配置されている。

自習室にはパソコン10台、談話・インフォメーションのペースに同5台が配置され、これはLANに接続されており、種々のリサーチができるようになっている。

その他、講義室・ゼミ室、図書・自習室、教員室、事務室における設備・備品の状況については、1を参照のこと。

7章1で述べたように、本法科大学院は、学生が社会人であるという特性に対応するため、専門職大学院形成支援プログラムにより、①遠隔オフィスアワーとバーチャル・ゼミナールのシステム、②授業等のデジタル録画とストリーミング配信システム、および③リーガルクリニック用日程管理システムを開発した。これにより、時間的に制約のある夜間社会人の学生が、学外から、本法科大学院のネットワークに接続することにより、教員や他の学生とビデオ会議することが可能となり（①）、デジタル録画された授業・教材等を学生がパソコン上で再生することが可能となり（②）、併設の法律事務所による学生へのリーガルクリニックの日程管理を迅速且つ正確に実施することが可能となっている。なお、このシステムを使用するにつき必要なWebカメラとヘッドセットは学生に無償貸与されている（MACパソコン所有者にはシステムに適合するDOSパソコンを無償貸与している）。

筑波大学法科大学院 設備・機器一覧

<p>(14階)</p> <p>講義室1～3</p> <p>教官用机 各1台 教官用椅子 各1脚 ホワイトボード(壁設置) 各1枚 プロジェクター 各1台 プロジェクター用スクリーン 各1枚 学生用机 各27台 学生用椅子 各54脚 AVラック 各1台 (講義室3を除く。) 動画配信システム等 各1式 (講義室3を除く。) マイク 各1式 模擬法廷用テーブル 3台 (講義室3のみ) 証人台 1台 (講義室3のみ) 情報コンセント 各1式</p> <p>ゼミ室1～4</p> <p>移動式ホワイトボード 各1枚 机 各8台 椅子 各16脚 情報コンセント 各1式</p> <p>談話・インフォメーションコーナー</p> <p>丸テーブル 16台 椅子 64脚 ロッカー(8名分) 16台 パソコン 5台 情報コンセント 1式 プリンター 1台 パソコン用机 3台 パソコン用椅子 5脚 ゴミ箱(分別) 14台 メールボックス 3台 掲示板 7枚 傘立て 3台</p> <p>学生指導・相談室1～3</p> <p>机 各1台 椅子 各4脚 書棚 各8台</p> <p>相談室1～3</p> <p>ホワイトボード(壁設置) 各1枚 机 各1台 椅子 各4脚 情報コンセント 1ヶ</p>	<p>事務室・資料室・応接室</p> <p>机(4人用) 1台 椅子 4脚 パソコン 7台 プリンター 1台 プリンター(複合機) 1台 テーブル 1台 椅子 8脚 カウンター用書架(ハイカウンター) 2台 ローカウンター 1台 書架 1台 テーブル 2台 椅子 12台 パーティション 1枚 書架 H1800mm 4台 H 900mm 2台 証明書発行機 1式 電話機 5台 情報コンセント 1ヶ</p> <p>会議室</p> <p>移動式ホワイトボード 1枚 会議用テーブル 1台 椅子 8脚 情報コンセント 1ヶ</p> <p>倉庫</p> <p>書庫 3台 書棚 1台 金庫 1台 プラズマテレビ等一式 2台 サーバー 1式 サーバー用棚 2台 テーブル 1台</p> <p>(15階)</p> <p>図書・自習室</p> <p>書架単式4連7段 1台 単式3連7段 1台 複式4連7段 4台 複式3連7段 2台</p> <p>集密書架</p> <p>単式4連6段(固定) 2台 複式4連6段(移動) 10台 複式4連6段(固定) 1台</p> <p>雑誌架複式4連4段 1台 図書館職員用カウンター 1式 作業用台 1台</p>	<p>椅子 3脚 カウンターバック棚 1台 パソコン 13台 プリンター 2台 パソコン用机 6台 パソコン用椅子 10脚 自習机(閲覧兼用) 120脚 椅子 120脚 スタンドパーティション 7台 タスクライト 80本 電源コンセント 120ヶ 情報コンセント 120ヶ 文献複写用コピー機 1台 電話機 2台</p> <p>教官研究室(16室)</p> <p>机 各1台 椅子 各1台 ロッカー 各1台 書架 各11台 タスクライト 各1本 情報コンセント 各1ヶ 電話機 各1台</p> <p>会議室</p> <p>会議用テーブル 12台 椅子 24脚 情報コンセント 1ヶ 電話機 1台</p> <p>講師控室</p> <p>机 2台 椅子 7脚 コートスタンド 1台 パソコン 1台 プリンター 1台 情報コンセント 1ヶ 電話機 1台 複写機 1台 システムキッチン 1台 傘立て 1台</p> <p>ゼミ室5</p> <p>移動式ホワイトボード 1枚 机 8台 椅子 16脚 情報コンセント 1ヶ</p> <p>特別会議室</p> <p>テーブル 2台 椅子 14脚</p>
--	---	--

3 図書館の整備

本学法科大学院の図書室は、本学法科大学院の専用であり、24時間利用可能としている。

この図書室には、開設準備年度である平成16年度から18年度までは、法情報調査に関する知識のある非常勤職員(ローライブラリアン)を配置していたが、事情により退職せざるを得なくなったため、平成19年度からは、ローライブラリアンの後任者の補充を図ったが、充てることができなかつたため、一般の司書資格者を非常勤職員として、火曜日から金曜日(13:30～21:15)及び土曜日(11:00～18:45)

に配置している。また、本学東京キャンパス大塚地区にある大塚図書館の職員4名（うち、司書2名）が交代により、1日1回以上、法科大学院図書室に出向き、図書業務の支援を行っている。また、法曹専攻図書委員会（3名）においては、法科大学院図書室の運営や図書選定などにより、学生及び教職員に対して法科大学院図書室の機能充実、利便性の向上を図っている。図書冊数は6,464冊、学術雑誌は191種であるが、平成19年度までには、設置計画上の図書冊数7,040冊を超える見込みとなっている。さらに、本学東京キャンパス大塚地区にある大塚図書館や本学筑波キャンパスにある中央図書館にある240万冊ある蔵書は、直接の利用以外に学内の端末（法科大学院図書室専用：3台）やインターネットにより利用可能になっているため、法科大学院での教育及び研究並びに学生の学習に十分応じることができる。

閲覧コーナーは自習コーナーとの兼用ではあるが、収容定員120人分の仕切机及び椅子を配置し、常時固定制とはせず、学生の自由意志を尊重しつつ、常時専有はしないという原則を基に自由席とした。文献複写用の有料複写機や返却ブックポストも設置している。

本学の図書館には、各教育組織から選出された教員と附属図書館の管理職等から構成される附属図書館運営委員会が組織されており、法科大学院教員がビジネス科学研究科の代表として委員として選出されており、積極的に参画している。

法情報データサービスについては、「Westlaw Japan」や「TKC法科大学院教育研究支援システム」などを利用することが可能で、最新の情報を提供できる環境となっている。

1) 所蔵資料

- ① 図書 6,464冊（外国書 49冊）
- ② 学術雑誌 191種（外国雑誌 43種）

2) 主要データベース

- ① Westlaw Japan
- ② TKC法科大学院教育研究支援システム
- ③ MASTER Library
- ④ 法律判例文献情報
- ⑤ 国会会議録検索
- ⑥ LEX/DB
- ⑦ LexisNexis
- ⑧ 日本法令索引

4 評価と課題

(1) 評価すべき点

- ① 本法科大学院は、インテリジェンス・ビル内にあり、高速インターネット通信のインフラが構築されている。最新のAV設備を備え、パソコン・プリンター等を常備し、有線・無線のLANに対応し、またパワーポイント等を用いた授業も可能となっている。
- ② 講義室・ゼミ室、教員室、図書・自習室は、法科大学院の目的に照らし、十分な教育及び研究効果をあげるために相応しい設備が備わっている。
- ③ セキュリティ・カードによる24時間の入退室システムを導入しており、夏期お

よび冬期休暇中も図書・自習室の利用を可能としている。

- ④学生が有職の夜間社会人あるという特徴からそのライフスタイルに合わせた効果的な学習ができる環境を整備している。無料で電子メールにより学生・教員及び学生の相互間で連絡をとることができる。また、重要な情報は、本法科大学院の Web サイトの掲示板にアップされている。講義によって、その資料・レジュメなどは、同 Web サイトにアップされている。「TKC 法科大学院教育研究支援システム」などの国内外の主要データベースを導入している。また、①遠隔オフィスアワーとバーチャル・ゼミナールのシステム、②授業等のデジタル録画とストリーミング配信システム、および③リーガルクリニック用日程管理システムを導入し、夜間社会人学生の持つ時間的ハンデを解消するための学習支援システムを構築している。学生及び教員は、本法科大学院の LAN ネットワーク（学外からもアクセス可能）にアクセスして、以上すべてのシステムやプログラムを利用することができる。

(2) 今後の課題点

- ①本法科大学院の図書室の蔵書が必ずしも十分でないことは改善を要する点であろう。本学には、筑波大学の中央図書館のほかに、ビジネス科学研究科のメイン図書館である大塚図書館、それに本法科大学院の図書室が存在する。教員・学生は学内便により無料で本学の他の図書館から図書を借り出すことができる。また、本法科大学院は「TKC 法科大学院教育研究支援システム」など国内外の主要データベースを導入しており電子媒体で多くの資料の収集が可能となっている。しかしながら、参考図書等の充実において不十分な点があることは否めない。
- ②なお、学生からの意見を採り入れるため、意見箱を設置し、学生からの声に可能な限り対応してきた。学生一人ひとりの専用自習キャレルの確保の要望が出されているが、図書室内に自習室があり図書の散逸の可能性があること、また、今後卒業生の施設利用の希望への対応が必要となることなどの理由で、この要望の実現は難しい。また、自習室に近接して鍵のかかるロッカーを設置して欲しいとの要望が出されているが、これも図書室内に自習室があるため図書の散逸の可能性があることなどから実現が困難である。さらに、キャレル・デスクのスペースが若干狭いことの問題も指摘されているが、図書・自習室の全体のスペースからみて、これ以上のスペースの確保は困難と思われる。さらに、講義室・ゼミ室を無線 LAN 対応にして欲しいとの希望があるが、これは筑波キャンパスの学術情報メディアセンターとの協議が必要となる点である。
- ③現在、図書の貸出処理が図書室職員の手動操作に依存しているため、予約図書のロッカー貸出を除き、図書室職員の勤務時間外に貸出処理を受けることが出来ない。常時貸出を可能にするため、自動貸出装置の設置が望まれる。

第11章 有職社会人学生の特性を踏まえた対策

1 本学学生の特性と特別な配慮の必要性

本学の入学者選抜は、「高い資質を有し、志高く、熱意ある社会人を迎える」とのアドミッション・ポリシーを適切に実現する形で実施されており、毎年度、合格者の90%以上が多様な知識や実務経験を有する現役の社会人（有職社会人学生）となっている。また、その職種も、会社員、公務員、医師、教員、弁理士等様々である。

このように本学学生の大半は昼間に定職を持つため、出張等によるやむことを得ざる通学不能日の発生や学外での複数学生による共同学習時間の確保困難など、学習面において、夜間社会人学生という特性に基づく大きな時間的ハンデを負っている。

そこで本学では、こうした有職社会人学生に特有のハンデを少しでも解消していくために、学生の学習支援等にあたって、専業学生を中心とする他の法科大学院とは異なる特別な配慮を行うことが要請されている。

2 学習支援上の対策

(1) 夜間社会人学生用実践的学習支援システム

本学では、先の夜間社会人学生特有の時間的ハンデ解消に対する対策の1つとして、平成17年度の「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に申請し、採用された。これは、本学が有する高速インターネット通信に対する豊富な物的、人的インフラを最大限に活用することによって、有職の夜間社会人学生のための実践的学習支援システム（高速ネットによるリーガルクリニック支援システムと学外学習補助システム）の開発を目的としたものである。

具体的には、平成17年度と18年度の2ヶ年で、以下のシステムの整備を行った（システムの概要については、第7章1(1)(c)参照）。

- ① ビデオ会議システムによる遠隔オフィスアワーとバーチャル・ゼミナールの開発
- ② 授業の録画とストリーミング配信システムの開発
- ③ リーガルクリニック用日程管理システムの開発

(2) ホームページによる教材の事前配布

時間的ハンデのある有職社会人学生が、適時に、かつ、効率的に学習用教材を取得することができるように、多くの科目において、該当講義日の1週間前には、教材や講義資料を本学ホームページの学内者専用ページからダウンロードできるようになっている。これによって、学生は自宅等から適宜教材をダウンロードして、十分な事前学習を行うことができるとともに、受講科目のない日に教材の取得のためだけに通学するといった時間的なロス回避を回避することができるようになっている。

(3) 図書室の終日利用

有職社会人学生がその限られた時間的制約の中でも最大限の自習時間を確保することができるように、本学の図書室は土日祝日等も含め、24時間の終日利用が可能となっている。

3 その他の対策

(1) ホームページによる情報開示の充実

有職社会人学生が通学時間のロスを最小限に抑えつつ、必要な情報を適時に取得することができるようにするために、本学ではホームページの学内者専用ページのコンテンツの充実を図っている。

具体的には、既述の学習用教材のネット配布や講義自動収録システムによる講義のストリーミング配信等の学習支援関連情報の提供に加えて、時間割、集中講義日程、定期試験日程等、各種の学生生活上の基本情報を、学内者専用ページの「教務関係事項」、「事務室からの掲示」等の中で掲示している。

(2) 時間割構成の工夫

夜間開講という本学の特性上、他の全日制の法科大学院と比較し、必然的に開講時間帯と開講コマ数が制約されてしまう。この結果、同一コマ上に複数の選択科目を開講せざるを得ない状況等が生じ、必ずしも学生の履修希望に添えないケースがある。この点については、事前に学生の履修希望状況を調査するなどしたうえで、履修希望の多い科目をできる限り重複させない時間割を組むなどの工夫を試みている

4 評価と課題

(1) 評価すべき点

- ② 夜間社会人学生用実践的学習支援システムの開発を始めとして、本学のインフラ上の大きな利点の1つである高速インターネット通信網を最大限に活用し、夜間社会人学生特有の時間的ハンデ解消のための対策に取り組んでいる。
- ③ 図書室の24時間開放によって、時間的ハンデの大きい有職社会人学生が任意の空き時間を活用して自習できる環境を提供している。

(2) 今後の課題点

- ① 講義のストリーミング配信等の夜間社会人学生用実践的学習システムの利用状況やホームページでの教材配布等について、教員間に差があるなど、まだ必ずしも十分な活用がされているとはいえないので、今後のさらなる利用促進が望まれる。
- ② 時間割の調整について、集中講義の配置を含めて、なお検討と工夫の余地があると思われる。

有識者会議の講評

平成20年5月14日、当法科大学院において、平成19年度自己点検・評価報告書に関する有識者会議が開催された。なお、有識者会議構成員には予め同報告書を送付し、これに対する評価・講評を依頼してある。

同日の有識者会議では、会議に先立ち有識者会議構成員と在校生との面談が行われ、面談終了後に会議が開催された。有識者会議においては、まず当法科大学院の平成19年度自己点検・評価報告書に関する質疑が行われ、主に当法科大学院の特色については概ね良好で、特に指摘すべきことはない。今後は課題点についての対応に力を傾注していけばいいのではないかと。また、この報告書を公表することにより、学生や他の外部からの意見も出るようになると思われるので、今後はそのような意見にも耳を傾けていく必要がある。」との評価と講評があった。

筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻
自己点検評価委員会

小幡 雅二
植草 宏一
上山 泰
藤井 樹也